

北緯45度癒しの里

ロマン息づく大自然の町ー中頓別町

中頓別町高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画



令和6年3月

中 頓 別 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 介護保険制度について	1
(2) 地域包括ケアシステムの基本的な考え.....	1
(3) 計画策定趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
(1) 法的根拠	3
(2) 他計画との関係	3
3. 計画期間	4
4. 計画策定のための体制の整備	4
第2章 中頓別町の高齢者を取り巻く現状	5
1. 高齢者の人口動向と将来推計	5
(1) 人口の推移	5
(2) 高齢者人口の推移	6
2. 要介護高齢者の状況と将来推計.....	7
(1) 要支援・要介護高齢者の推移	7
(2) 要支援・要介護高齢者の将来推計	8
3. 日常生活圏域の状況	9
(1) 日常生活圏域の設置状況.....	9
(2) 各地区の主な公共施設・医療機関と中頓別地区までの距離	10
4. 高齢者を取り巻く状況の把握と分析.....	11
(1) 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	11
(2) 生活機能の状況	16
(3) 在宅介護実態調査	19
5. 介護給付費の実態把握と分析	24
(1) 居宅サービス.....	24
(2) 地域密着型サービス.....	34
(3) 施設サービス.....	36
6. 地域支援事業の実績	39
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	39
(2) 包括的支援事業	45
(3) 任意事業	49
7. 高齢者を取り巻く課題の整理	50

第3章 中頓別町が目指す地域包括ケアシステムに向けて 52

1. 中頓別町が目指す姿	52
2. 基本方針	54
(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	54
(2) 医療と介護連携の推進	55
(3) 認知症施策の推進	56
(4) 地域見守り支援の構築	57
(5) 高齢者の居住安定に係る施策の推進	58

第4章 計画期間中の取り組み 59

1. 地域包括ケアシステム推進に向けた取り組み	59
(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	59
(2) 医療と介護連携の推進	60
(3) 認知症施策の推進	62
(4) 地域見守り支援の構築	63
(5) 高齢者の居住安定に係る施策の推進	64
2. 介護保険法定外サービス事業	66
(1) 保健福祉サービス事業	66
(2) そのほかの事業	71
3. そのほかの取り組み	73
(1) 地域包括支援センター及び生活支援介護予防サービスの情報公表	73
(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	74
(3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と業務の効率化	74
(4) 災害や感染症に対する備えの検討	74

第5章 第9期介護保険料の推計 75

1. 各年度における要介護（支援）サービス見込み	75
(1) 利用者の見込人数	75
(2) 給付費の見込量	77
2. 各年度における地域支援事業の量の見込み	79
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	79
(2) 包括的支援事業	81
(3) 任意事業	81
3. 第9期介護保険料の推計	82

第6章 計画の推進にあたって..... 84

1. 計画の周知.....	84
2. 介護給付等に要する費用の適正化	84
(1) 要介護認定の適正化	84
(2) ケアプランの点検	85
(3) 住宅改修等の点検	85
(4) 縦覧点検医療情報との突合	85
(5) 介護給付費通知	85
3. 連携及び協力体制の構築	86
(1) 庁内の連携体制	86
(2) 関係機関との連携	86
(3) 住民の協力	86
4. 計画の進行管理及び点検・評価.....	87

資料編

中頓別町保健福祉審議会設置条例	91
中頓別町保健福祉審議会委員名簿	93

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 介護保険制度について

日本の高齢者人口は、令和 5 年 1 月 1 日現在 3,588 万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 28.6% となり、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という超高齢社会となっています。

また、総人口が減少する中、生産年齢人口の減少は加速する一方で、高齢者人口は増加傾向が続くと見込まれています。75 歳以上人口は 2055 年（令和 37 年）まで増加傾向、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は 2035 年（令和 17 年）頃まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060 年（令和 42 年）まで増加傾向になることが見込まれています。

超高齢社会の介護問題を社会全体で支援する仕組みとして平成 12 年度に創設された介護保険制度は、介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着してきており、2025 年（令和 7 年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、より良い制度とするための改定を重ねてきました。

2017 年（平成 29 年）には地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための見直しが行われました。

また、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の改定により、地域住民と行政が協働して、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。

(2) 地域包括ケアシステムの基本的な考え

いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが重要です。市町村では、2025 年（令和 7 年）に向け、3 年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に取り組んできました。

また、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）に向け、総人口・現役世代人口の減少が加速する中、介護ニーズの高い高齢者人口が増加することが見込まれます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっていることから、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要になります。さらに、高齢者世帯の増加のほか、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が多様化する一

方で現役世代の減少により、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上が必要となっています。

また、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現に向け、高齢者の地域での生活を支えるため地域住民や多様な主体による取組を推進することが重要になります。

（３）計画策定趣旨

中頓別町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、共に支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、本町における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的に示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を目的として「中頓別町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定します。

本町においてもこれらの視点を踏まえ、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」のさらなる強化を図ります。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」として定めるものです。一方、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく計画として、国の基本指針に則して定めるものです。

中頓別町においては、高齢者の保健福祉施策と介護保険事業の総合的な推進を図るため、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

高齢者保健福祉計画	老人福祉法（第 20 条の 8） 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険事業計画	介護保険法（第 117 条第 1 項） 市町村は、基本指針に則して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

「中頓別町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」は、本町のまちづくりの基本計画である「第 8 期中頓別町総合計画」（令和 4 年度～13 年度）を上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画として策定するとともに、「地域福祉計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「健康なかとんべつ 21」などの他計画とも整合性を図り、策定します。

3. 計画期間

介護保険事業計画は、概ね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないものとされる保険料の算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、3年を1期として策定します。

「中頓別町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

図表 1-3-1 計画期間

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合計画	第7期 (平成24年～平成33年度)			第8期 (令和4～12年度)								
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期 (平成30～令和2年度)		第8期 (令和2～5年度)			第9期 (令和6～8年度)			第10期 (令和9～12年度)			

4. 計画策定のための体制の整備

本計画の策定にあたっては、本町に保健福祉に関する施策を総合的に審議するために設置された「中頓別町保健福祉審議会」に諮問し、慎重に議論するとともに、専門部会の意見を反映して策定しました。

第2章

中頓別町の高齢者を取り巻く現状

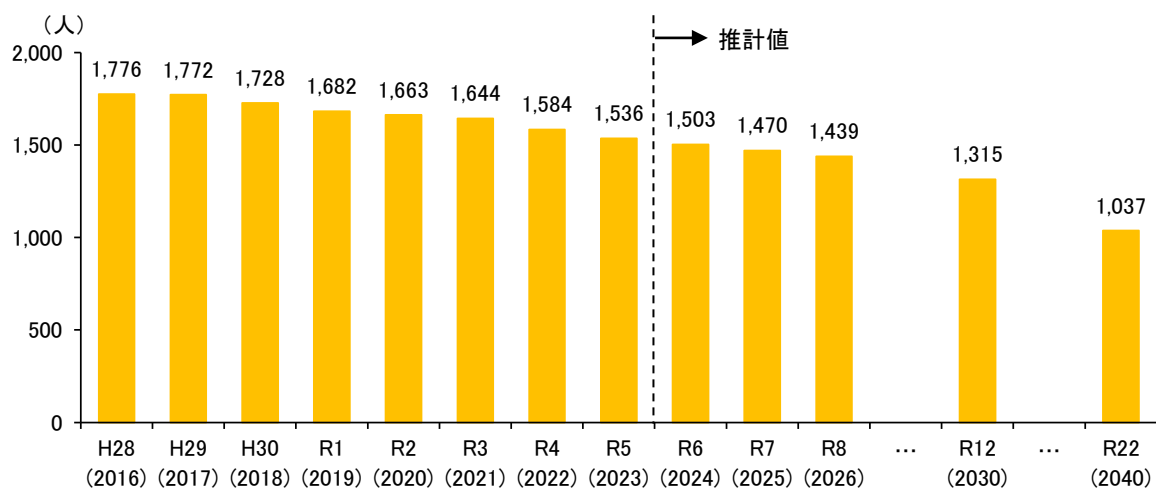
1. 高齢者の人口動向と将来推計

(1) 人口の推移

中頓別町の人口は、令和 5 年 10 月 1 日現在 1,536 人となっており、年々減少傾向にあります。

また、将来人口推計をみると、さらに人口の減少が見込まれており、令和 12 年（2030 年）には 1,315 人、令和 22 年（2040 年）には 1,037 人になることが推計されています。

図表 2-1-1 総人口の推移と将来推計



※平成 25 年（2013 年）～令和 5 年（2023 年）は住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）による実績値

※令和 6 年以降は、「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による推計値

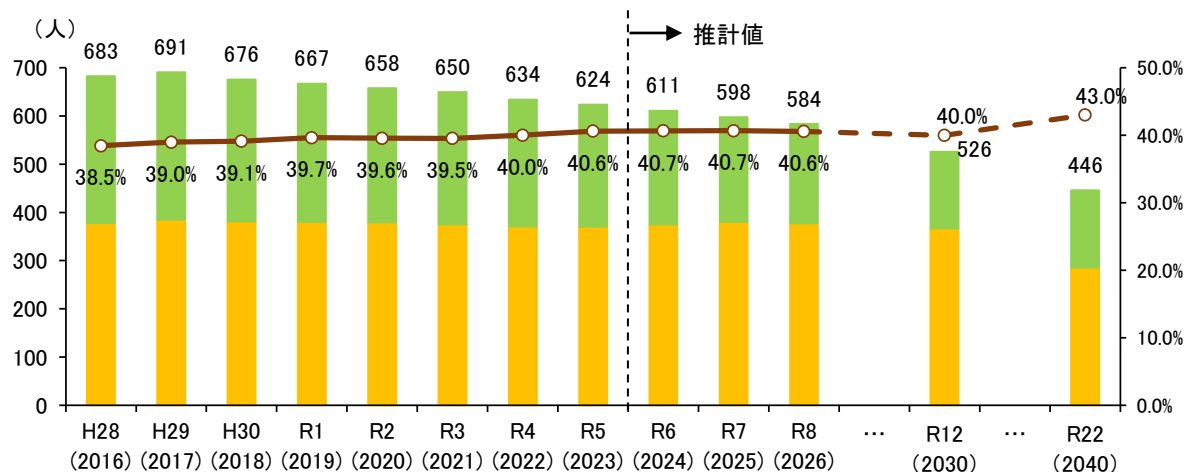
(2) 高齢者人口の推移

中頓別町の高齢者人口は平成 29 年度以降、緩やかな減少傾向にあります。令和 5 年 10 月 1 日現在、高齢者人口は 624 人となっており、そのうち、65～74 歳は 254 人、75 歳以上は 370 人となっています。

一方、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、令和 5 年の高齢化率は 40.6%となっています。

高齢者人口の将来推計をみると、今後も減少傾向にあり、令和 7 年（2025 年）には 598 人になることが見込まれています。また、高齢化率は 40%程度で推移しますが、令和 22 年（2040 年）には 43.0%になることが見込まれています。

図表 2-1-2 高齢者人口と高齢化率の推移



※平成 28 年（2016 年）～令和 5 年（2023 年）は住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）による実績値

※令和 6 年以降は、「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による推計値

図表 2-1-3 高齢者人口と高齢化率の推移

	人口の推移								将来推計				
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
総人口	1,776	1,772	1,728	1,682	1,663	1,644	1,584	1,536	1,503	1,470	1,439	1,315	1,037
64歳以下	1,093	1,081	1,052	1,015	1,005	994	950	912	892	872	855	789	591
65歳以上	683	691	676	667	658	650	634	624	611	598	584	526	446
65～74歳	305	306	295	287	279	275	263	254	236	218	206	159	161
75歳以上	378	385	381	380	379	375	371	370	375	380	377	367	285
高齢化率	38.5%	39.0%	39.1%	39.7%	39.6%	39.5%	40.0%	40.6%	40.7%	40.7%	40.6%	40.0%	43.0%

※平成 28 年（2016 年）～令和 5 年（2023 年）は住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）による実績値

※令和 6 年以降は、「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）による推計値

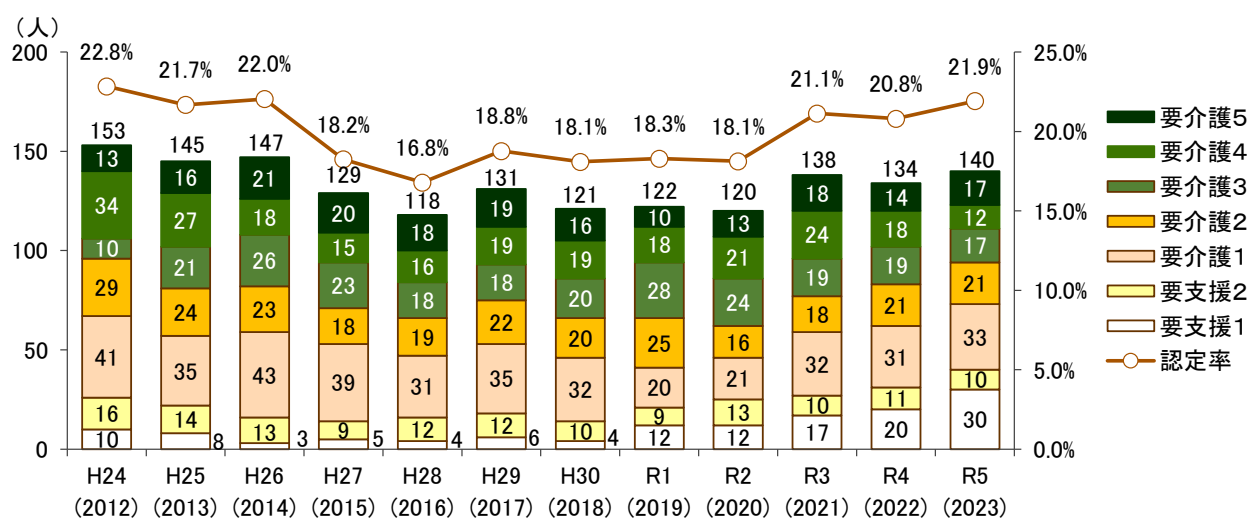
2. 要介護高齢者の状況と将来推計

(1) 要支援・要介護高齢者の推移

要支援・要介護高齢者の推移をみると、平成 26 年以降やや減少傾向にあり、令和 3 年からは 130 人前後で推移しています。

高齢者に占める要支援・要介護高齢者の割合（認定率）は、平成 27 年以降 18% 程度で推移していましたが、令和 3 年より上昇し 21% 程度で推移しています。

図表 2-2-1 要支援・要介護高齢者の推移



※「地域包括ケア『見える化』システム」の「将来推計統括表」（令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在）

図表 2-2-2 要支援・要介護高齢者の推移

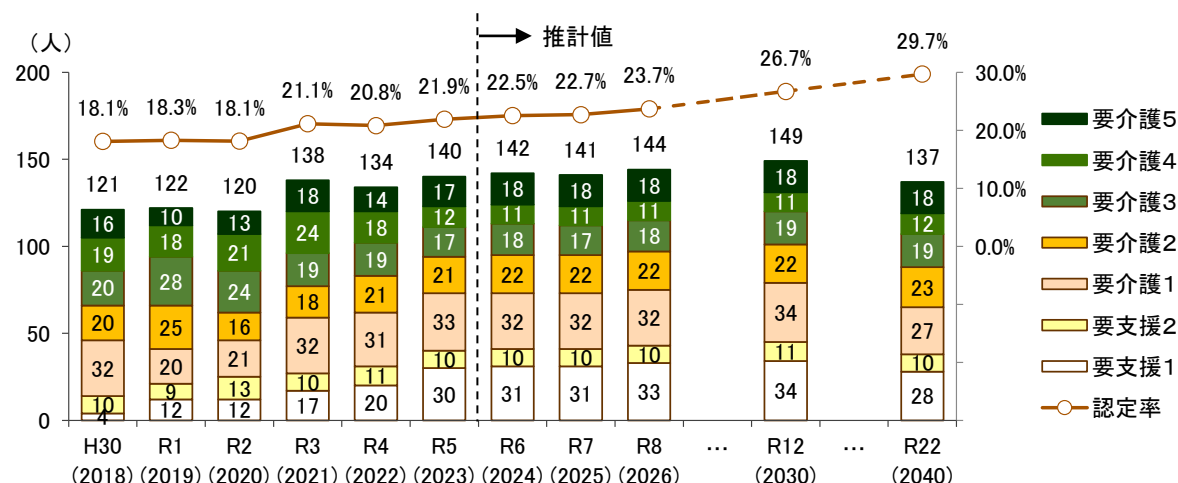
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
認定者数	153	145	147	129	118	131	121	122	120	138	134	140
要支援 1	10	8	3	5	4	6	4	12	12	17	20	30
要支援 2	16	14	13	9	12	12	10	9	13	10	11	10
要介護 1	41	35	43	39	31	35	32	20	21	32	31	33
要介護 2	29	24	23	18	19	22	20	25	16	18	21	21
要介護 3	10	21	26	23	18	18	20	28	24	19	19	17
要介護 4	34	27	18	15	16	19	19	18	21	24	18	12
要介護 5	13	16	21	20	18	19	16	10	13	18	14	17
第 1 号被保険者数	670	669	667	707	703	698	669	667	662	653	644	639
認定率	22.8%	21.7%	22.0%	18.2%	16.8%	18.8%	18.1%	18.3%	18.1%	21.1%	20.8%	21.9%

※「地域包括ケア『見える化』システム」の「将来推計統括表」（令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在）

(2) 要支援・要介護高齢者の将来推計

要支援・要介護高齢者の将来推計をみると、令和 6 年以降は微増し、令和 12 年には 149 人になりますが、その後、令和 22 年までには 137 人に減少することが推計されています。また、高齢者に占める認定者数（認定率）は上昇傾向にあり、今後も上昇が見込まれます。

図表 2-2-3 要支援・要介護高齢者の将来推計



※「地域包括ケア『見える化』システム」の「将来推計統括表」（令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在）

図表 2-2-4 要支援・要介護高齢者の将来推計

	認定者数の推移						将来推計				
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
認定者数	121	122	120	138	134	140	142	141	144	149	137
要支援 1	4	12	12	17	20	30	31	31	33	34	28
要支援 2	10	9	13	10	11	10	10	10	10	11	10
要介護 1	32	20	21	32	31	33	32	32	32	34	27
要介護 2	20	25	16	18	21	21	22	22	22	22	23
要介護 3	20	28	24	19	19	17	18	17	18	19	19
要介護 4	19	18	21	24	18	12	11	11	11	11	12
要介護 5	16	10	13	18	14	17	18	18	18	18	18
第 1 号被保険者数	669	667	662	653	644	639	630	621	608	558	462
認定率	18.1%	18.3%	18.1%	21.1%	20.8%	21.9%	22.5%	22.7%	23.7%	26.7%	29.7%

※「地域包括ケア『見える化』システム」の「将来推計統括表」（令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在）

3. 日常生活圏域の状況

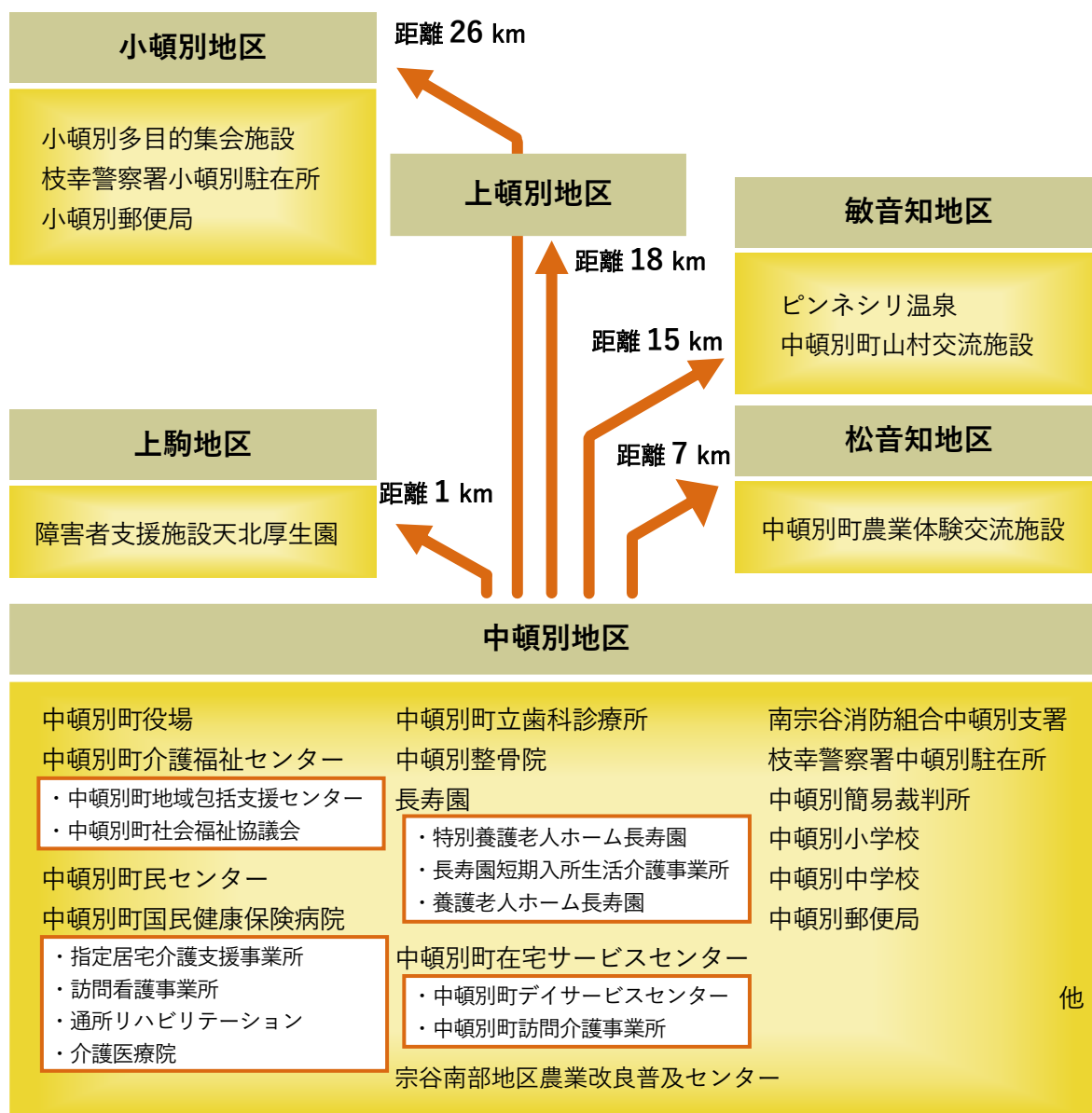
(1) 日常生活圏域の設定状況

住民の方々が日常生活を営んでいる地域（日常生活圏域）において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、中頓別町全体を1つの圏域として設定しています。

図表 2-3-1 中頓別町における日常生活圏域の設定状況

圏 域	1 圏域
面 積	398.55 km ²
人 口	1,536 人（令和5年10月現在）
高齢者人口	624 人（令和5年10月現在）
要支援・要介護認定者数	140 人（令和5年9月末現在）
サービス基盤	・中頓別町地域包括支援センター ・特別養護老人ホーム長寿園 ・中頓別町デイサービスセンター ・中頓別町訪問介護事業所 ・長寿園短期入所生活介護事業所 ・養護老人ホーム長寿園 ・中頓別町国民健康保険病院指定居宅介護支援事業所 ・中頓別町国民健康保険病院訪問看護事業所 ・中頓別町国民健康保険病院通所リハビリテーション ・中頓別町国民健康保険病院介護医療院

(2) 各地区の主な公共施設・医療機関と中頓別地区までの距離



4. 高齢者を取り巻く状況の把握と分析

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の実態や意識について把握するため、中頓別町在住の要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者を対象として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

①調査の概要

1) 調査対象

中頓別町在住の要介護（要介護 1～5）認定者を除く 65 歳以上高齢者 496 人を対象としました。

2) 調査期間

令和 5 年 10 月 4 日から 11 月 17 日に実施しました。

3) 調査方法

郵送による配布・回収ののち、未提出者には訪問回収を基本として実施しました。

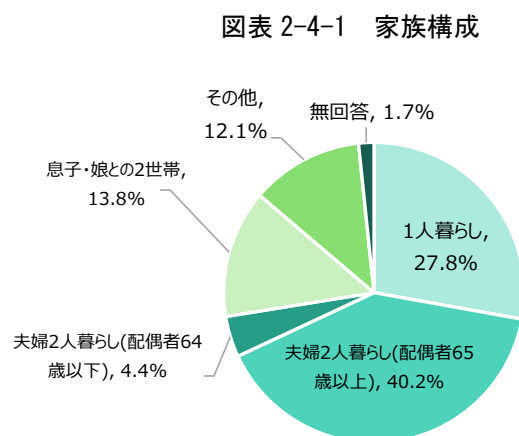
4) 回収状況

363 人から回答があり、回収率は 73.2%でした。

②アンケート調査結果

1) 家族構成

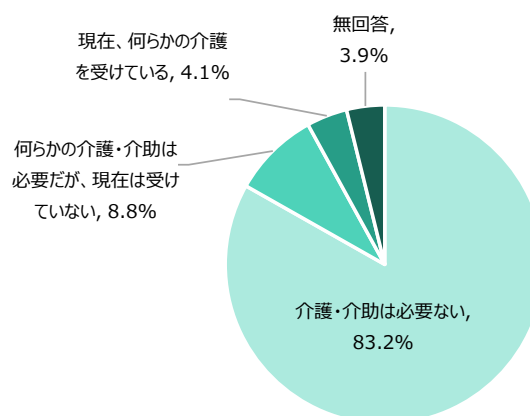
家族構成については、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「1 人暮らし」が 27.8%となっています。高齢者のみの世帯は 68.0%となっています。



2) 介護の状況

普段の生活で介護・介助が必要かどうかについて聞いたところ、「介護・介助は必要ない」の割合が 83.2%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 8.8%、「現在、何らかの介護を受けている」が 4.1%となっています。

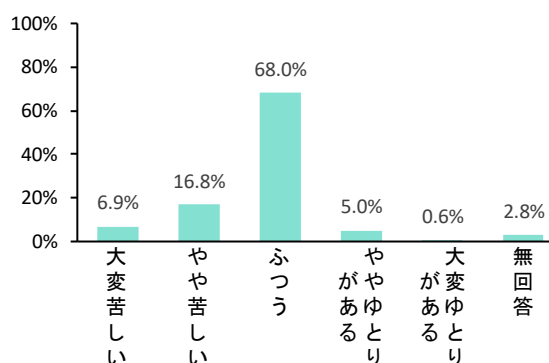
図表 2-4-2 介護の状況



3) 経済状態

現在の暮らしの経済的な状況については、「ふつう」が 68.0%と約 7 割を占めていますが、「大変苦しい」または「やや苦しい」との回答は合わせて 23.7%となっています。

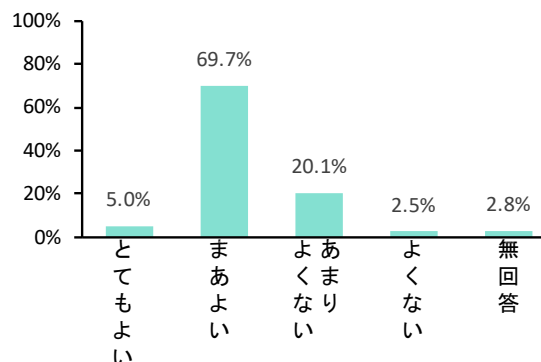
図表 2-4-3 経済状況



4) 健康状態

現在の健康状態については、「まあよい」の割合が 69.7%と最も高く、次いで「あまりよくない」が 20.1%、「とてもよい」が 5.0%、「よくない」が 2.5%となっています。

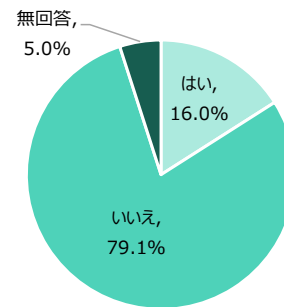
図表 2-4-4 健康状態



5) 認知症の状況

認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人はいるかを聞いたところ、「はい」が 16.0%、「いいえ」が 79.1%となっています。

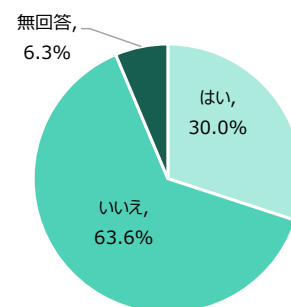
図表 2-4-5 認知症の状況



6) 認知症に関する相談窓口の認知状況

認知症に関する相談窓口を知っているかを聞いたところ、「はい」が 30.0%、「いいえ」が 63.6%となっています。

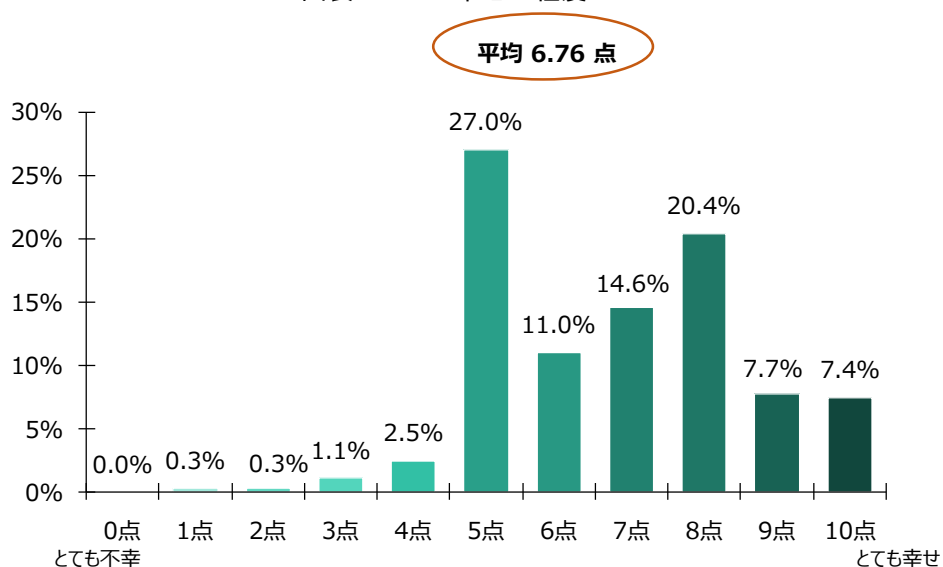
図表 2-4-6 認知症に関する相談窓口の認知状況



7) 幸せの程度

現在の幸せの程度を 0～10 点の点数で聞いたところ、「5 点」の割合が 27.0%と最も高く、次いで「8 点」が 20.4%、「7 点」が 14.6%となっています。

図表 2-4-7 幸せの程度

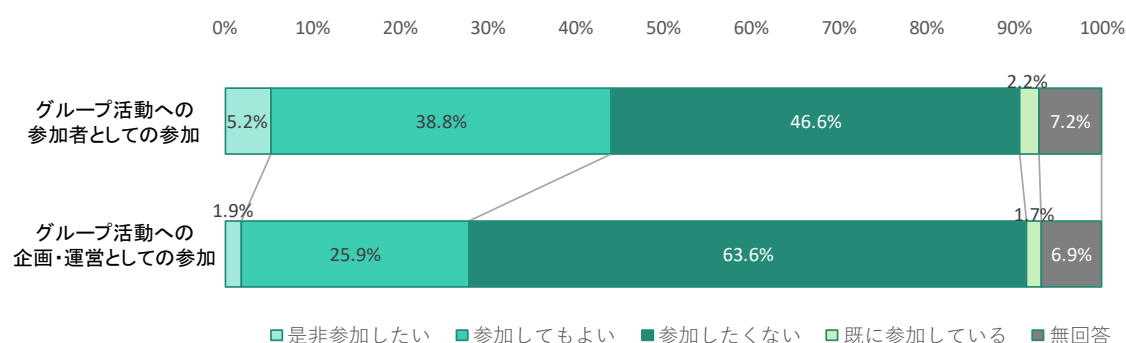


8) 地域活動への参加

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に参加者として参加したいかを聞いたところ、「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると 4 割以上が参加してもよいと回答しています。

また、地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に企画・運営として参加したいかを聞いたところ、半数以上の 63.6%が「参加したくない」と回答しており、「是非参加したい」「参加してもよい」の回答は、合わせても 27.8%にとどまっています。

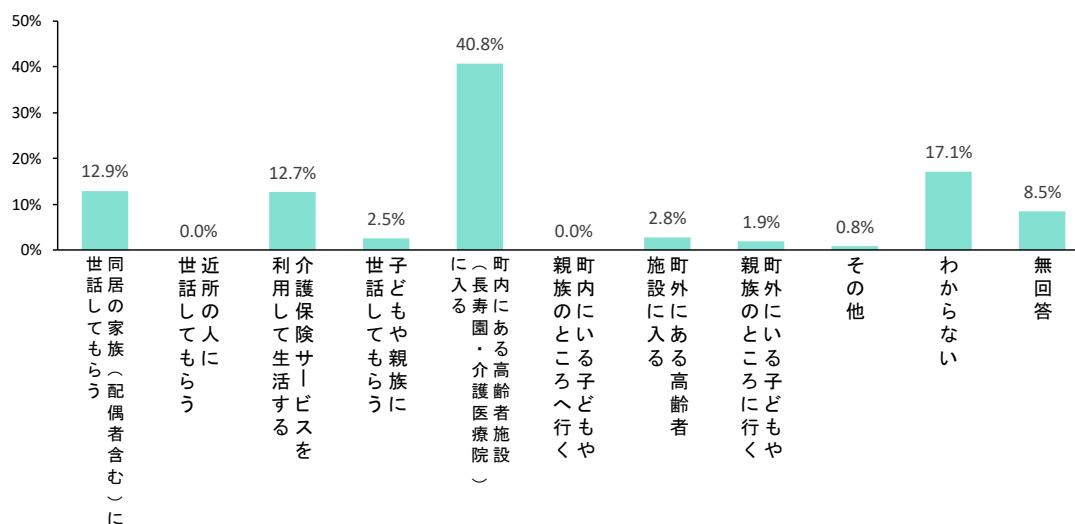
図表 2-4-8 地域活動への参加



9) 自宅で身の回りのことができなくなった時の希望

将来、自宅で身の回りのことができなくなった時にどうしたいかを聞いたところ、「町内にある高齢者施設（長寿園・中頓別町国民健康保険病院介護医療院）に入る」の割合が 40.8%と最も高く、次いで「わからない」が 17.1%、「同居の家族（配偶者含む）に世話してもらう」が 12.9%、「介護サービスを利用して生活する」が 12.7%となっています。

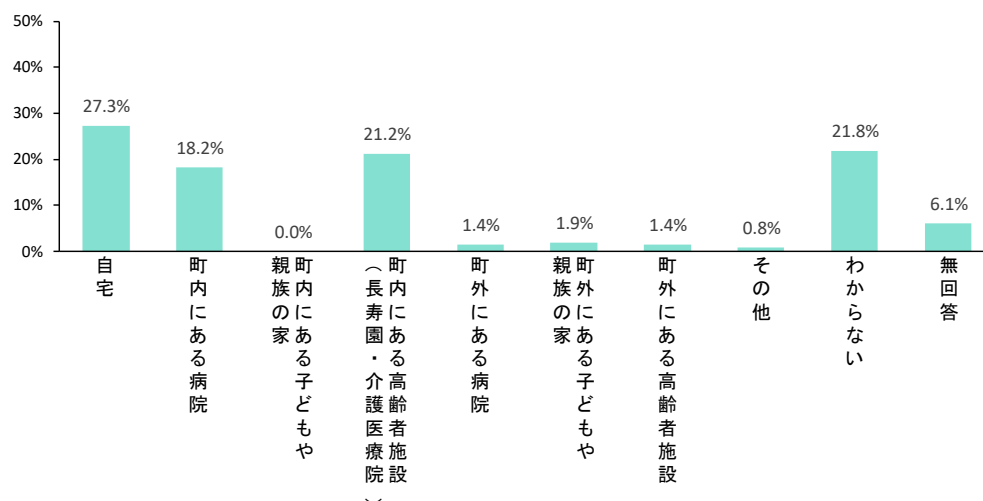
図表 2-4-9 自宅で身の回りのことができなくなった時の希望



10) 生涯の最期を迎えたい場所

生涯の最期を迎えたい場所について聞いたところ、「自宅」の割合が 27.3%と最も高く、次いで「わからない」が 21.8%、「町内にある高齢者施設（長寿園・中頓別町国民健康保険病院介護医療院）」が 21.2%となっています。

図表 2-4-10 生涯の最期を迎えたい場所



(2) 生活機能の状況

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目から、「運動器の機能低下」「低栄養状態」「口腔機能の低下」「閉じこもり傾向」「認知機能の低下」「うつ傾向」の6つの項目に該当する高齢者がどの程度いるかを判定しました。

生活機能の判定に使用した調査項目は以下のとおりです。

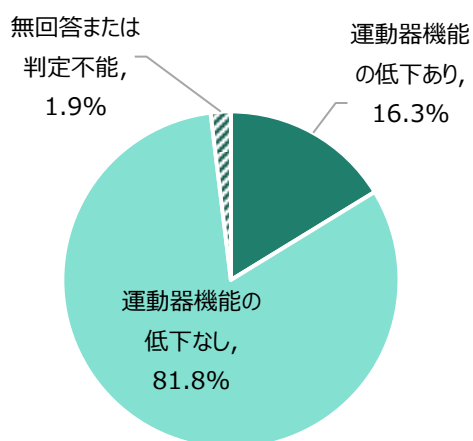
図表 2-4-11 生活機能の判定に使用した調査項目

項目	設問	選択肢				判定基準
運動器の機能	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない		5問のうち3問以上、網掛けの選択肢を回答した場合、運動器の機能低下
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない		
	15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない		
	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある	2. 1度ある	3. ない		
	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である	2. やや不安である	3. あまり不安でない	4. 不安でない	
栄養	身長・体重	BMI (体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}) ≤ 18.5 (※BMI が 18.5 以下の場合、該当とする)				BMI が 18.5 以下かつ網掛けの選択肢を回答した場合、低栄養状態。
	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	2. いいえ			
口腔機能	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	2. いいえ			3問のうち2問以上、網掛けの選択肢に該当した場合、口腔機能が低下。
	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	2. いいえ			
	口の渇きが気になりますか	1. はい	2. いいえ			
閉じこもり	週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない	2. 週1回	3. 週2～4回	4. 週5回以上	網掛けの選択肢を回答した場合、閉じこもり傾向あり
認知	物忘れが多いと感じますか	1. はい	2. いいえ			2問のうちいずれか1問以上、網掛けの選択肢を回答した場合、認知機能が低下
	今日は何月何日かわからない時がありますか	1. はい	2. いいえ			
うつ	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい	2. いいえ			2問のうちいずれか1つでも網掛けの選択肢を回答した場合、うつ傾向
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい	2. いいえ			

①運動器の機能低下

調査回答者 363 人のうち、「運動器機能の低下あり」は 16.3%となっています。

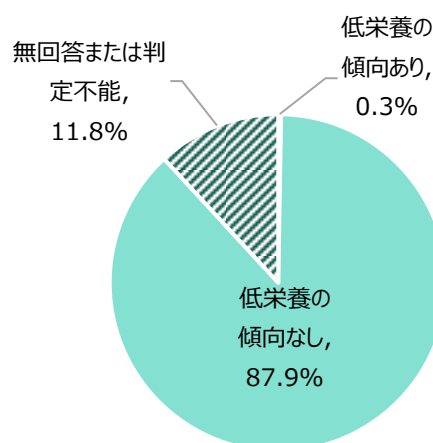
図表 2-4-12 運動器の機能低下



②低栄養状態

調査回答者 363 人のうち、「低栄養の傾向あり」は 0.3%となっています。

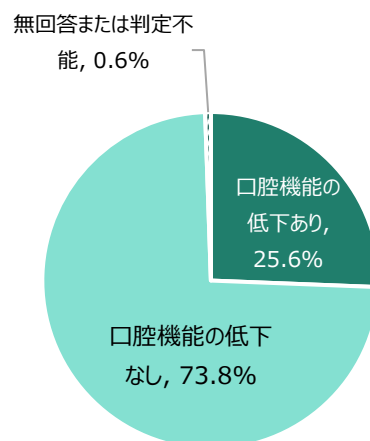
図表 2-4-13 低栄養状態



③口腔機能の低下

調査回答者 363 人のうち、「口腔機能の低下あり」は 25.6%となっています。

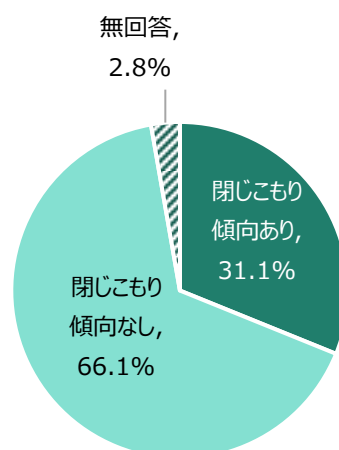
図表 2-4-14 口腔機能の低下



④閉じこもりの傾向

調査回答者 363 人のうち、
「閉じこもり傾向あり」は
31.1%となっています。

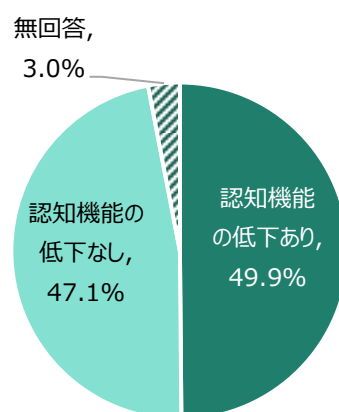
図表 2-4-15 閉じこもりの傾向



⑤認知機能の低下

調査回答者 363 人のうち、
「認知機能の低下あり」は
49.9%となっています。

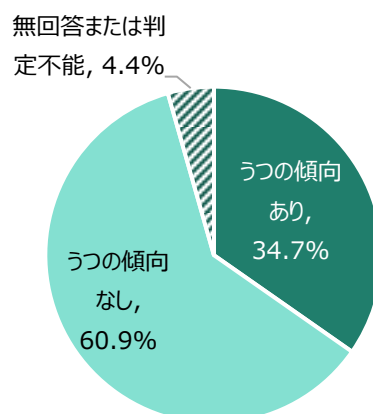
図表 2-4-16 認知機能の低下



⑥うつ傾向

調査回答者 363 人のうち、
「うつの傾向あり」は 34.7%
となっています。

図表 2-4-17 うつ傾向



(3) 在宅介護実態調査

在宅で要支援・要介護認定を受けている方の家族介護の状況や介護保険サービスの利用状況を把握するため、中頓別町在住の在宅で生活している要支援・要介護認定者を対象に在宅介護実態調査を実施しました。

①調査概要

1) 調査対象

中頓別町在住の在宅で生活している要支援・要介護認定者 64 人を対象としました。

2) 調査期間

令和 5 年 11 月 20 日から 12 月 22 日に実施しました。

3) 調査方法

地域包括支援センター職員による聞き取り調査で実施しました。

4) 回収状況

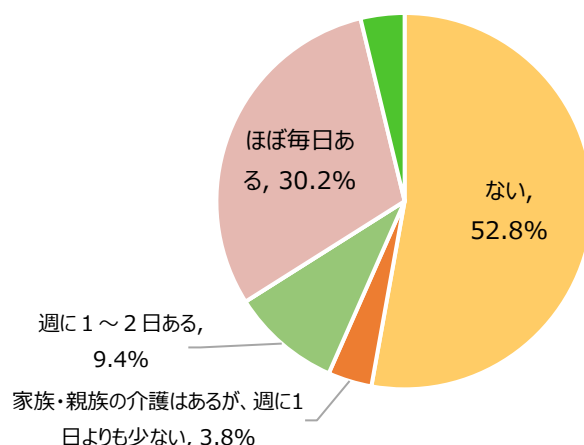
53 人から回答があり、回収率は 82.8%でした。

②アンケート調査結果

1) 家族や親族からの介護の頻度

家族や親族からの介護の頻度を聞いたところ、「ほぼ毎日ある」が 30.2%、「週に 1～2 日ある」が 9.4%、「週に 1 日よりも少ない」が 3.8%となっています。また、家族や親族からの介護は「ない」は 52.8%となっています。

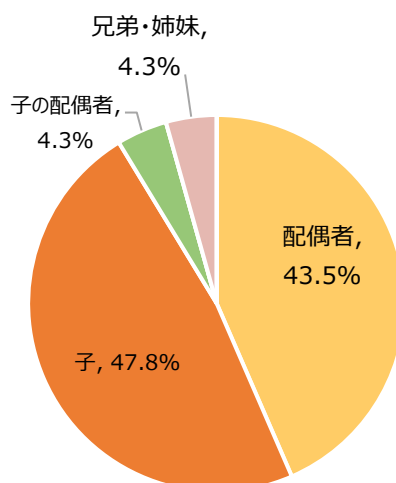
図表 2-4-18 家族や親族からの介護の頻度
無回答, 3.8%



2) 主な介護者

家族や親族から介護を受けている方の主な介護者は、「子」の割合が 47.8%と最も高く、次いで「配偶者」が 43.5%となっています。

図表 2-4-19 主な介護者

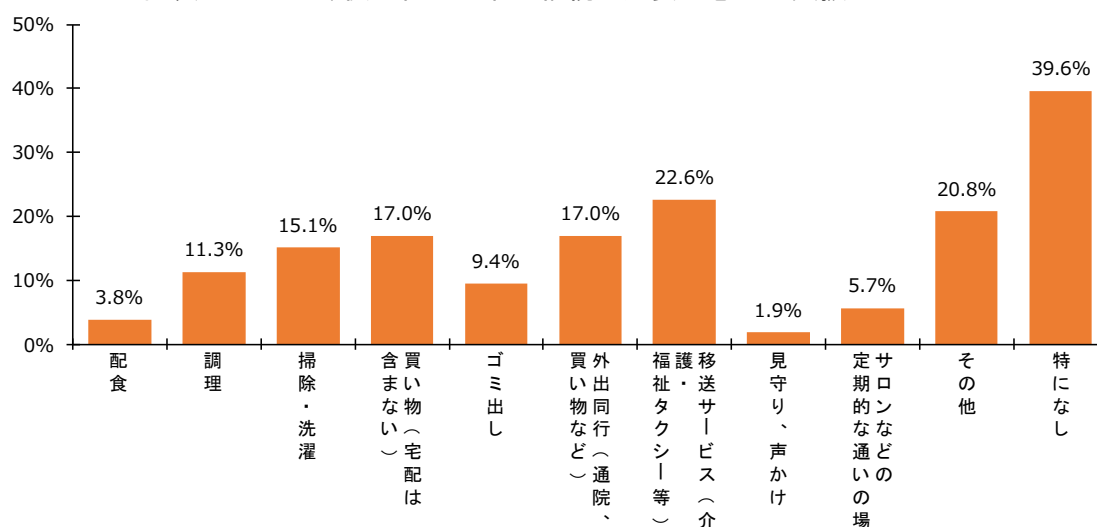


3) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後、在宅生活を継続するのに必要と感じる支援・サービスについて聞いたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 22.6%、「買い物（宅配は含まない）」「外出同行（通院、買い物など）」がともに 20.5%となっています。「その他」（20.8%）の回答については、除雪に関する記載が半数を占めました。

また、「特になし」が 39.6%となっています。

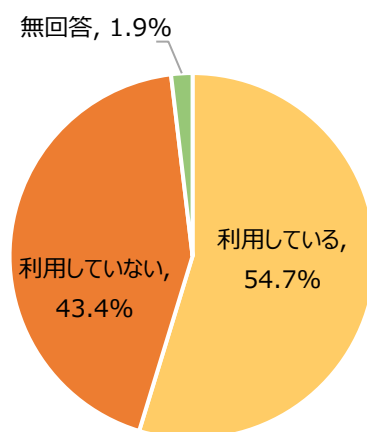
図表 2-4-20 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



4) 介護保険サービスの利用状況

現在の介護保険サービスの利用状況については、「利用している」が 54.7%、「利用していない」が 43.4%となっています。

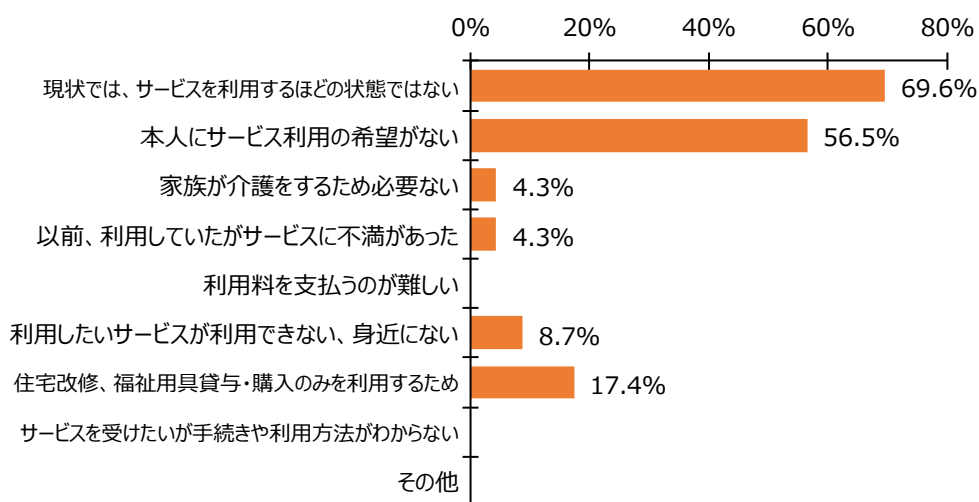
図表 2-4-21 介護保険サービスの利用状況



5) 介護保険サービスを利用していない理由

介護保険サービスを利用していない方にその理由を聞いたところ、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 69.6%、「本人にサービス利用の希望がない」が 56.5%、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」が 17.4%となっています。

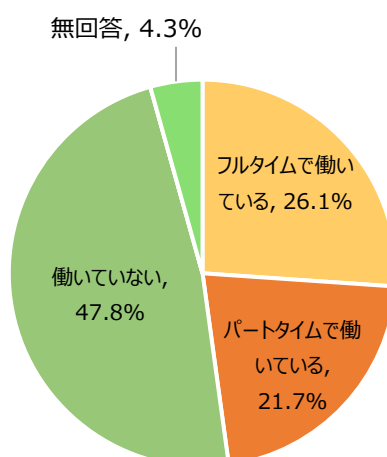
図表 2-4-22 介護保険サービスを利用していない理由



6) 主な介護者の現在の勤務形態

主な介護者の現在の勤務形態については、「働いていない」が 47.8%、「フルタイムで働いている」が 26.1%、「パートタイムで働いている」が 21.7%となっています。

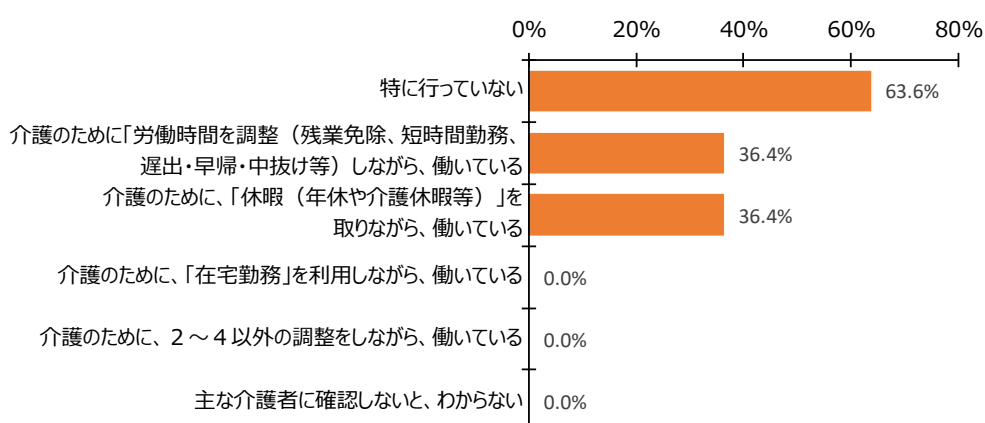
図表 2-4-23 主な介護者の現在の勤務形態



7) 介護をするにあたって働き方の調整等

主な介護者が介護をするにあたって働き方の調整等をしているかを聞いたところ、「特に行っていない」が 63.6%、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」がともに 36.4%となっています。

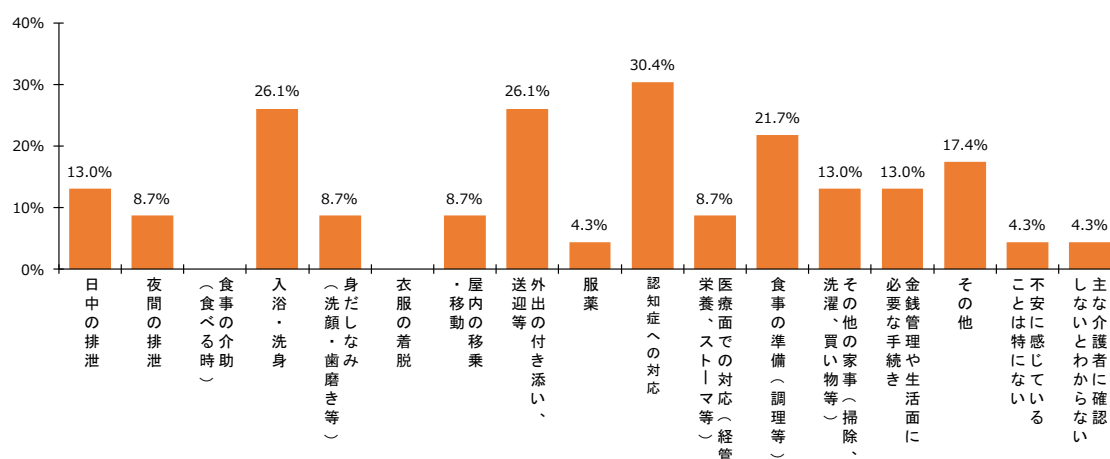
図表 2-4-24 介護をするにあたって働き方の調整等



8) 現在の生活を継続していくにあたって主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等について聞いたところ、「認知症への対応」が 30.4%と最も高く、次いで「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」がともに 26.1%、食事の準備（調理等）が 21.7%となっています。

図表 2-4-25 現在の生活を継続していくにあたって主な介護者が不安に感じる介護等



5. 介護給付費の実態把握と分析

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行います。

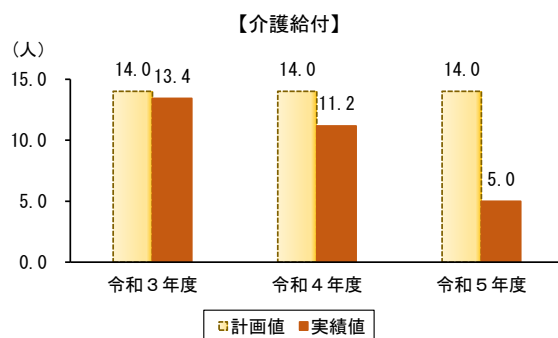
訪問介護は介護人材の不足により新規利用者の受け入れが難しい状況にあり、見込み量を下回る利用者数となっています。

図表 2-5-1 訪問介護の実施状況【介護給付】

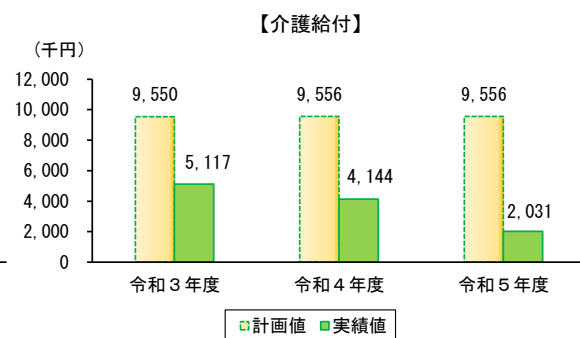
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	5,117	4,144	2,031
	回数（回）	126	98	50
	人数（人/月）	13.4	11.2	5.0
計画値	給付費（千円）	9,550	9,556	9,556
	人数（人/月）	14.0	14.0	14.0

※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-2 訪問介護の利用人数の推移



図表 2-5-3 訪問介護の給付費の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

②訪問看護

利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

見込み量を下回る利用者数となっています。

図表 2-5-4 訪問看護の実施状況

【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	667	552	404
	回数（回）	9	6	4
	人数（人/月）	1.6	1.4	1.0
計画値	給付費（千円）	2,077	2,078	2,078
	人数（人/月）	6.0	6.0	6.0

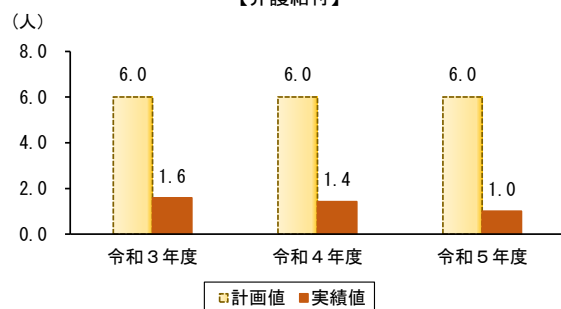
【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	0	10	0
	回数（回）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.1	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

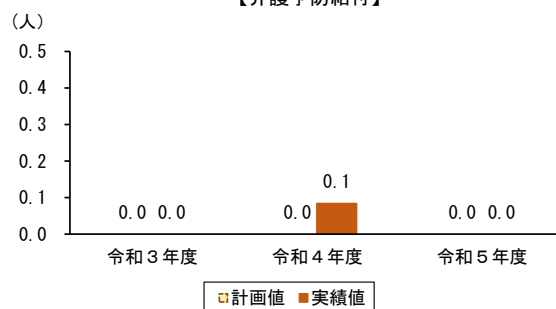
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-5 訪問看護の利用人数の推移

【介護給付】



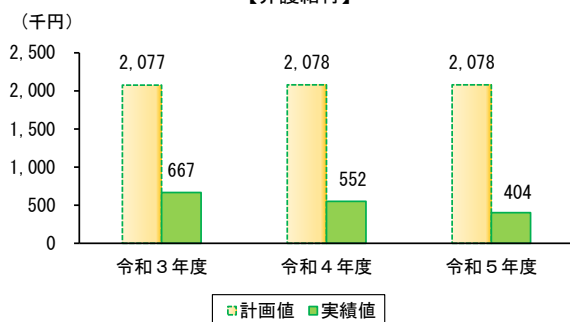
【介護予防給付】



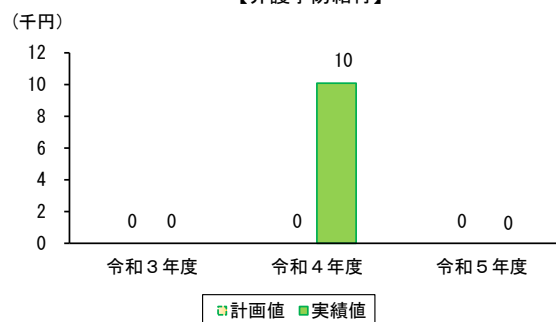
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-6 訪問看護の給付費の推移

【介護給付】



【介護予防給付】



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

③通所介護

日帰りでデイサービスセンターに通う利用者に対して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを提供し、利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施するサービスです。

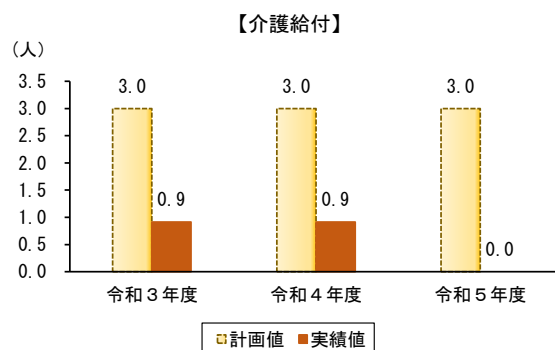
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、見込み量を下回る利用者数となっています。また、町外の事業所の利用者が多い状況です。

図表 2-5-7 通所介護の実施状況【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	701	340	0
	回数（回）	7	5	0
	人数（人/月）	0.9	0.9	0.0
計画値	給付費（千円）	1,052	1,052	1,052
	人数（人/月）	3.0	3.0	3.0

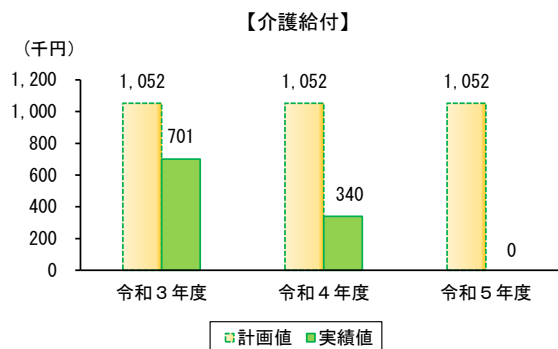
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-8 通所介護の利用人数の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-9 通所介護の給付費の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

④通所リハビリテーション

日帰りで通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通う利用者に対して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを提供します。

介護給付では利用見込みよりも、利用者数は多くなっています。また、介護予防給付は利用見込みをやや下回る利用者数で推移しています。

図表 2-5-10 通所リハビリテーションの実施状況

【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	2,280	2,025	2,526
	回数（回）	49	44	54
	人数（人/月）	9.0	9.1	8.0
計画値	給付費（千円）	332	333	333
	人数（人/月）	1.0	1.0	1.0

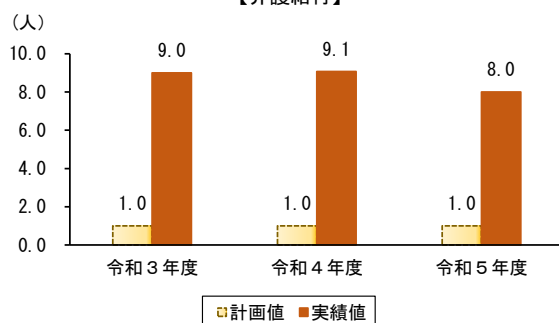
【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	1,161	493	3,253
	人数（人/月）	2.6	2.3	2.0
計画値	給付費（千円）	1,360	1,361	1,361
	人数（人/月）	3.0	3.0	3.0

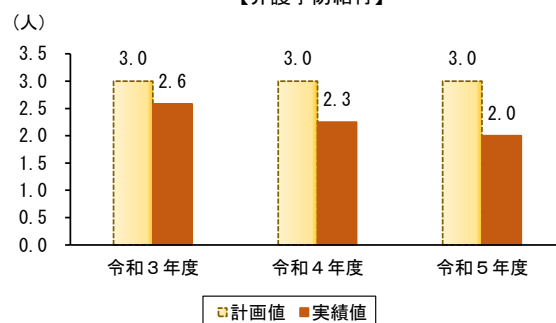
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-11 通所リハビリテーションの利用人数の推移

【介護給付】



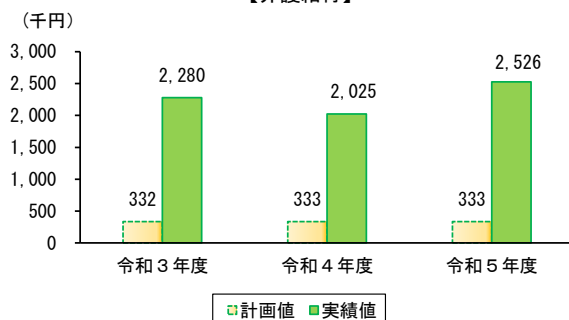
【介護予防給付】



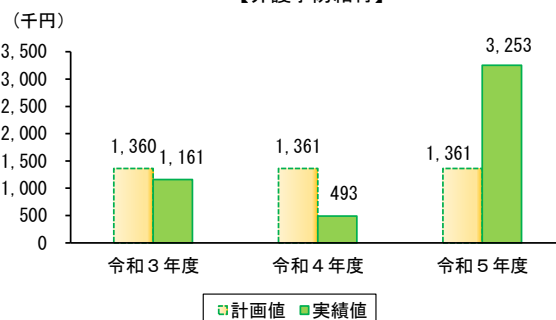
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-12 通所リハビリテーションの給付費の推移

【介護給付】



【介護予防給付】



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

⑤短期入所生活介護

自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護給付の利用者数は、ほぼ見込みどおりとなっています。また、介護予防給付は計画値では利用を見込んでいませんでしたが、利用があります。

図表 2-5-13 短期入所生活介護の実施状況

【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	903	1,078	1,548
	回数（回）	11	14	23
	人数（人/月）	1.5	1.4	1.0
計画値	給付費（千円）	2,425	2,427	2,427
	人数（人/月）	1.0	1.0	1.0

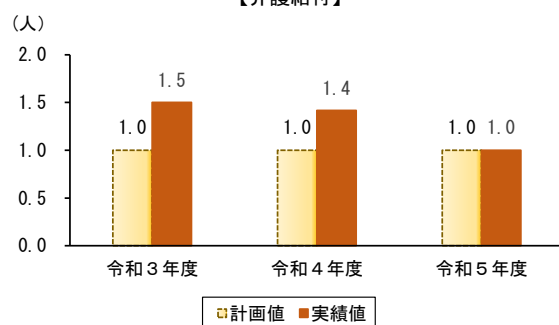
【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	85	150	0
	回数（回）	2	3	0
	人数（人/月）	0.2	0.4	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

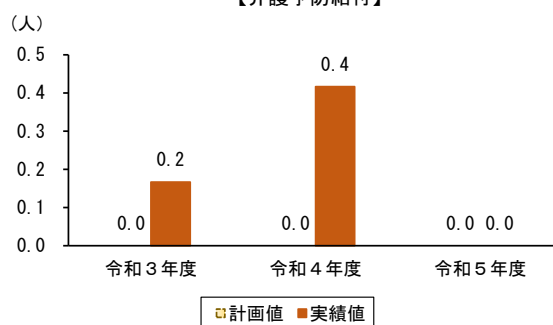
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-14 短期入所生活介護の利用人数の推移

【介護給付】



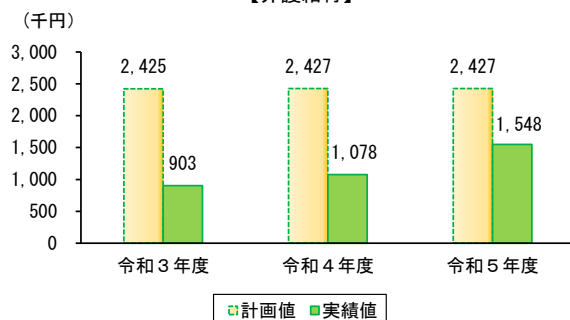
【介護予防給付】



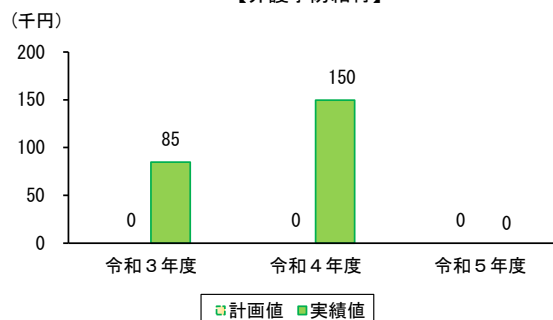
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-15 短期入所生活介護の給付費の推移

【介護給付】



【介護予防給付】



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

⑥福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。

介護予防給付での利用は見込みどおりですが、介護予防給付では見込みを上回る利用があります。

図表 2-5-16 福祉用具貸与の実施状況

【介護給付】

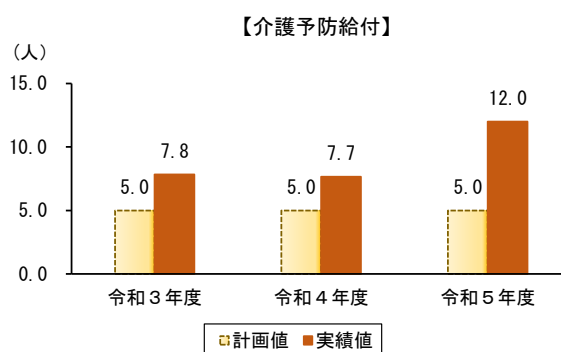
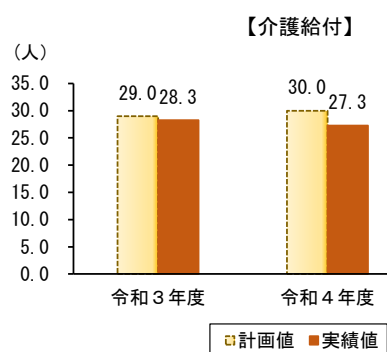
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	2,430	2,610	2,661
	人数（人/月）	28.3	27.3	22.0
計画値	給付費（千円）	2,187	2,252	2,313
	人数（人/月）	29.0	30.0	31.0

【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	407	476	938
	人数（人/月）	7.8	7.7	12.0
計画値	給付費（千円）	278	278	278
	人数（人/月）	5.0	5.0	5.0

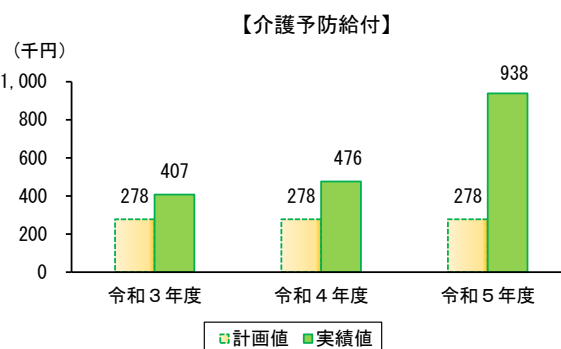
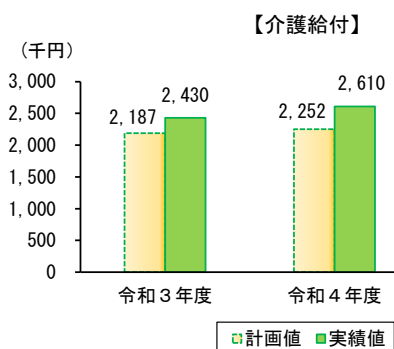
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-17 福祉用具貸与の利用人数の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-18 福祉用具貸与の給付費の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

⑦特定福祉用具販売

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。

利用は見込んでいませんでしたが、介護給付・介護予防給付ともに令和3年度・令和4年度に利用がありました。

図表 2-5-19 特定福祉用具販売の実施状況

【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	110	17	0
	人数（人/月）	0.4	0.1	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

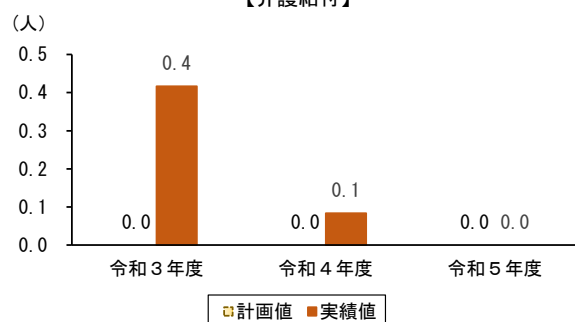
【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	21	93	0
	人数（人/月）	0.1	0.4	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

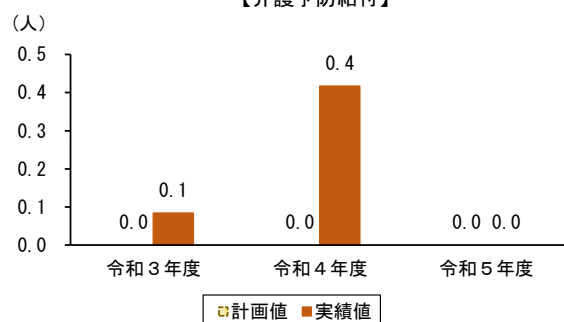
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-20 特定福祉用具貸与の利用人数の推移

【介護給付】



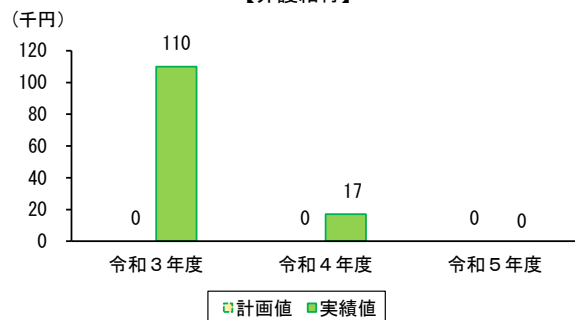
【介護予防給付】



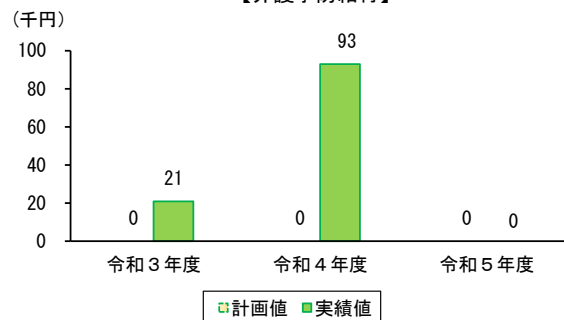
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-21 特定福祉用具貸与の給付費の推移

【介護給付】



【介護予防給付】



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

●福祉用具貸与

福祉用具貸与の対象は以下の 13 品目で、要介護度に応じて異なります。（「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知器」「移動用リフト」）は、要支援 1・2、要介護 1 の人は原則保険給付の対象となりません。）

また、自動排泄処理装置は要支援 1・2、要介護 1・2・3 の人は原則保険給付の対象となりません。

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| ・ 特殊寝台 | ・ スロープ | ・ 歩行補助杖 |
| ・ 特殊寝台付属品 | ・ 車いす | ・ 移動用リフト |
| ・ 床ずれ防止用具 | ・ 車いす付属品 | ・ 徘徊感知機器 |
| ・ 体位変換器 | ・ 歩行器 | ・ 自動排泄処理装置 |
| ・ 手すり | | |

●福祉用具販売

福祉用具販売の対象は以下の 5 品目で、要介護度に応じて異なります。 購入金額は、福祉用具の種類・品目、事業者によって異なり、利用者がいったん購入金額の全額を支払い、その後に申請をして保険料・税金による補助分（9 割または 8 割）の支給を受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。1 年度間（4 月から翌年 3 月まで）の購入金額が 10 万円を限度に支給されます。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 腰掛便座 | ・ 簡易浴槽 |
| ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ・ 移動用リフトのつり具の部品 |
| ・ 入浴補助用具 | |

⑧住宅改修費

心身機能が低下した高齢者の在宅での生活の安全を確保するために、手すりの取付け等特定の住宅改修を行った場合、一定の限度額内において、かかった費用の 9 割が介護保険の給付費として支給されます。

利用は見込んでいませんでしたが、介護給付・介護予防給付ともに令和 3 年度・令和 4 年度に利用がありました。

図表 2-5-22 住宅改修費の実施状況

【介護給付】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値	給付費（千円）	168	120	0
	人数（人/月）	0.4	0.3	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

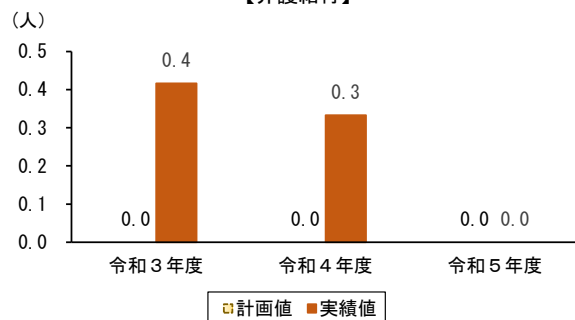
【介護予防給付】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値	給付費（千円）	199	406	0
	人数（人/月）	0.3	0.4	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

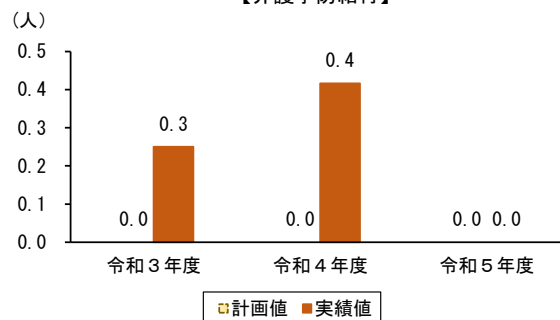
※令和 5 年度実績は、令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在の実績値

図表 2-5-23 住宅改修費の利用人数の推移

【介護給付】



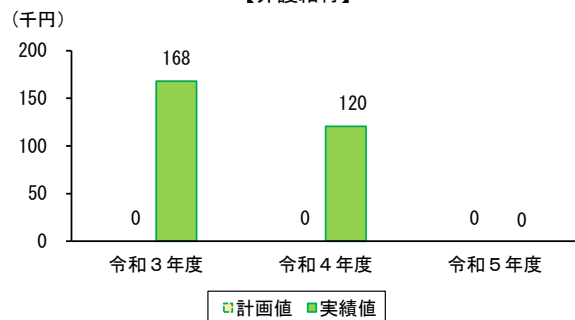
【介護予防給付】



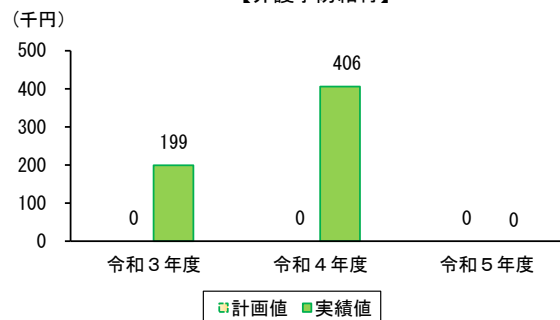
※令和 5 年度実績は、令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在の実績値

図表 2-5-24 住宅改修費の給付費の推移

【介護給付】



【介護予防給付】



※令和 5 年度実績は、令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在の実績値

⑨特定施設入所者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

利用は見込んでいませんでしたが、介護給付での利用がありました。なお、町内には事業所がないため、町外の利用実績となっています。

図表 2-5-25 特定施設入所者生活介護の実施状況

【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	4,738	3,342	3,050
	人数（人/月）	1.8	1.7	1.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

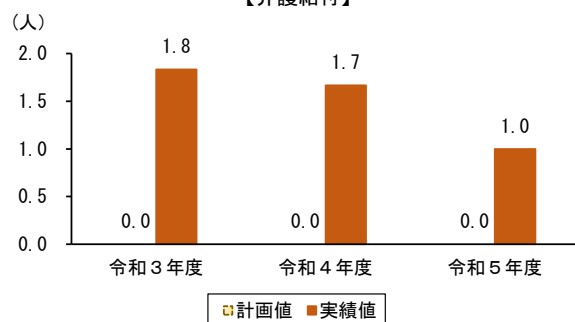
【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

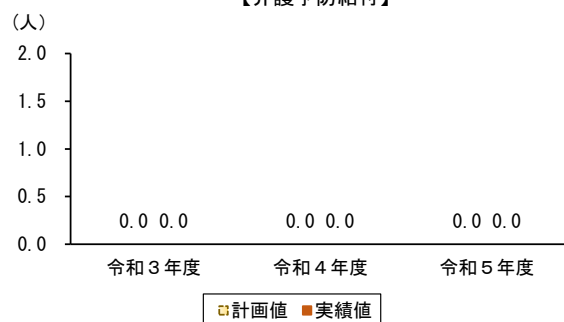
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-26 特定施設入所者生活介護の利用人数の推移

【介護給付】



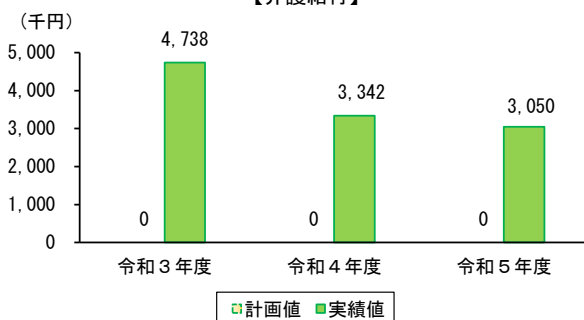
【介護予防給付】



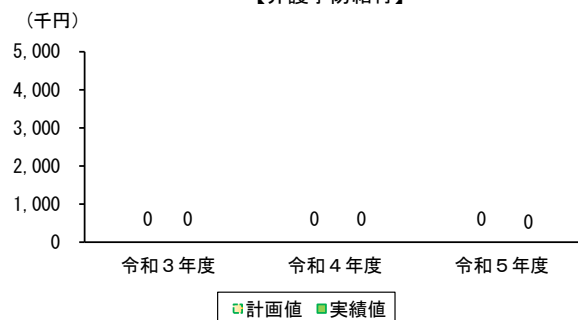
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-27 特定施設入所者生活介護の給付費の推移

【介護給付】



【介護予防給付】



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

見込み通り、利用はありませんでした。

図表 2-5-28 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施状況

【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

②地域密着型通所介護

日帰りで地域密着型通所介護の施設に通う利用者に対して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを提供します。

利用者数は利用見込みを上回っています。

図表 2-5-29 地域密着型通所介護の実施状況

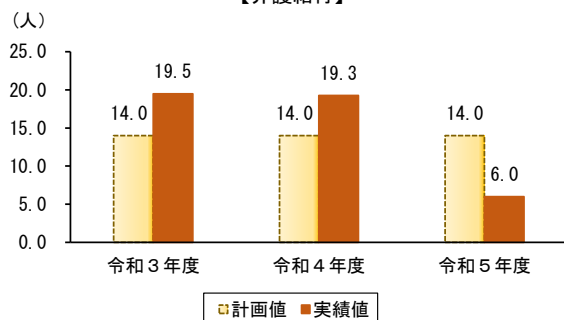
【介護給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	12,215	9,714	3,409
	回数（回）	136	109	43
	人数（人/月）	19.5	19.3	6.0
計画値	給付費（千円）	9,550	9,556	9,556
	人数（人/月）	14.0	14.0	14.0

※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-30 地域密着型通所介護の利用人数の推移

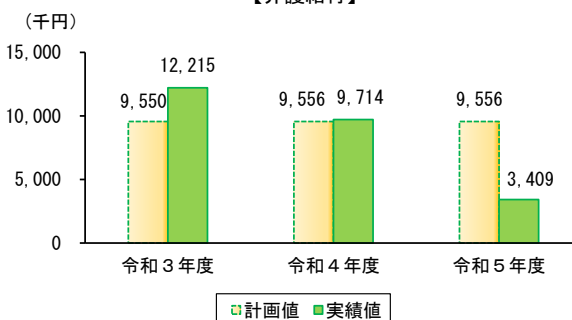
【介護給付】



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-31 地域密着型通所介護の給付費の推移

【介護給付】



③居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

ほぼ見込み通りの利用となっておりますが、介護予防では増加傾向にあります。

図表 2-5-32 居宅介護支援・介護予防支援の実施状況

【居宅介護支援】

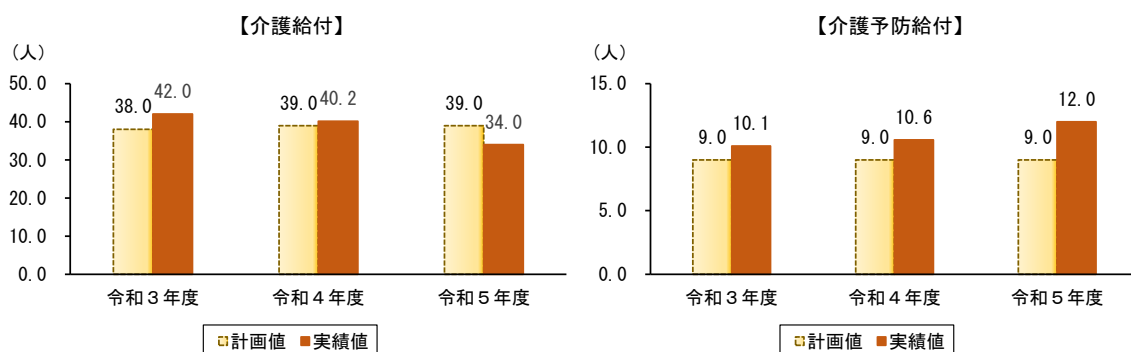
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	6,849	6,262	5,603
	人数（人/月）	42.0	40.2	34.0
計画値	給付費（千円）	6,128	6,279	6,279
	人数（人/月）	38.0	39.0	39.0

【介護予防給付】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	567	567	796
	人数（人/月）	10.1	10.6	12.0
計画値	給付費（千円）	484	485	485
	人数（人/月）	9.0	9.0	9.0

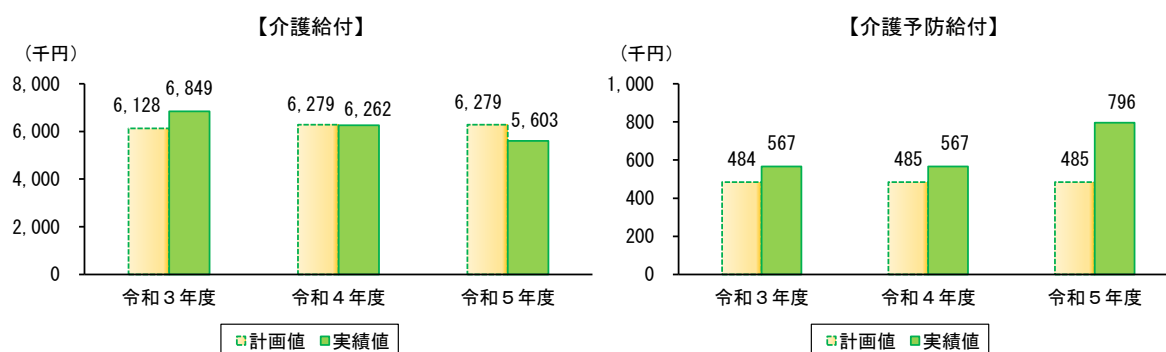
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-33 居宅介護支援・介護予防支援の利用人数の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-34 居宅介護支援・介護予防支援の給付費の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象に、食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられる施設です。

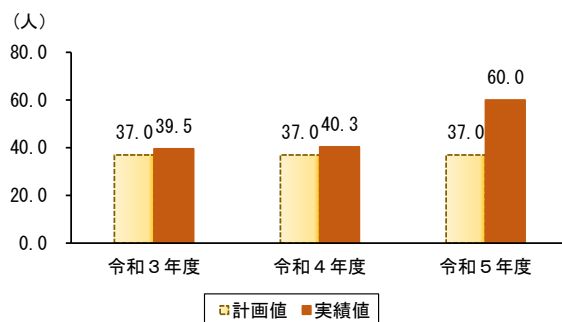
利用者数は増加傾向にあり、利用見込みを上回っています。なお、町外の施設の利用実績も含まれます。

図表 2-5-35 介護老人福祉施設の実施状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	110,894	109,121	147,067
	人数（人/月）	39.5	40.3	60.0
計画値	給付費（千円）	101,193	101,249	101,249
	人数（人/月）	37.0	37.0	37.0

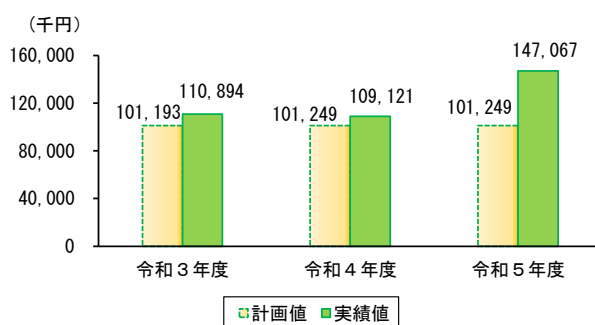
※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-36 介護老人福祉施設の利用人数の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-37 介護老人福祉施設の給付費の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方を対象に、医学的な管理のもと、介護や看護、リハビリを受けられる施設です。

利用は見込んでいませんでしたが、令和3年度・令和4年度に利用がありました。なお、町内には施設がないため、町外の施設の利用実績となっています。

図表 2-5-38 介護老人保健施設の実施状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	930	380	0
	人数（人/月）	0.3	0.2	0.0
計画値	給付費（千円）	0	0	0
	人数（人/月）	0.0	0.0	0.0

※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

③介護療養医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が、介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や介護などを受けられます。

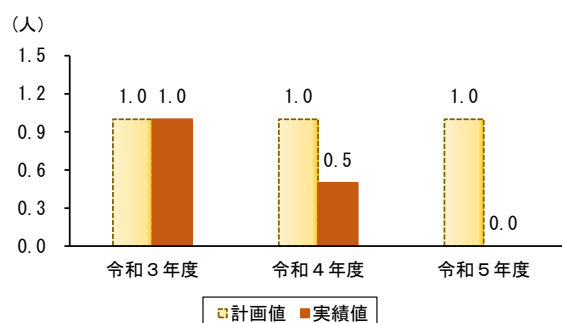
なお、町内には施設がないため、町外の施設の利用実績となっていますが、介護保険制度の見直しにより、令和5年度末でサービスは廃止される予定です。

図表 2-5-39 介護療養医療施設の実施状況

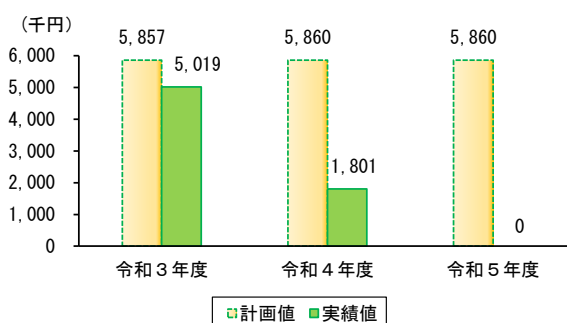
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	給付費（千円）	5,019	1,801	0
	人数（人/月）	1.0	0.5	0.0
計画値	給付費（千円）	5,857	5,860	5,860
	人数（人/月）	1.0	1.0	1.0

※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値

図表 2-5-40 介護老人福祉施設の利用人数の推移 図表 2-5-41 介護老人福祉施設の給付費の推移



※令和5年度実績は、令和5年（2023年）9月28日現在の実績値



④介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方が、日常生活の身体的介助や医学的な管理、看取りやターミナルケアなどを受けながら、過ごすことのできる生活施設です。

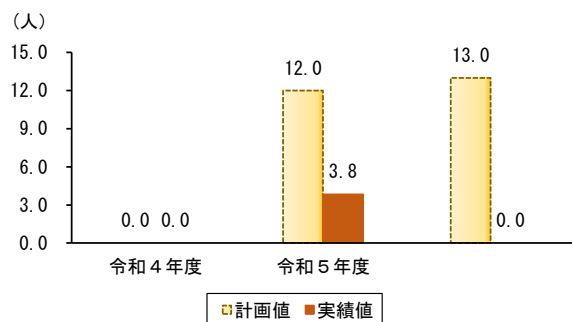
中頓別町国民健康保険病院の病床の一部を転換する形で、令和 4 年に新設しました。主に特別養護老人ホームから、医療依存度の高い入所者の受け入れを行っています。

図表 2-5-42 介護医療院の実施状況

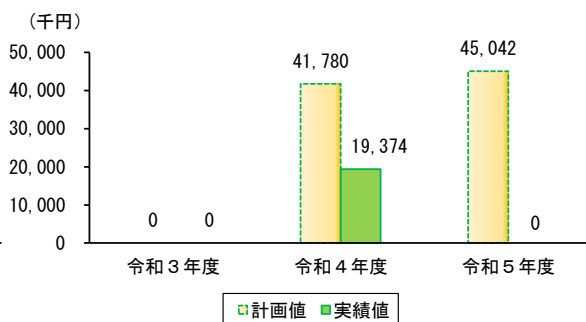
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値	給付費（千円）	0	19,374	0
	人数（人/月）	0.0	3.8	0.0
計画値	給付費（千円）	0	41,780	45,042
	人数（人/月）	0.0	12.0	13.0

※令和 5 年度実績は、令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在の実績値

図表 2-5-43 介護医療院の利用人数の推移



図表 2-5-44 介護医療院給付費の推移



※令和 5 年度実績は、令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在の実績値

6. 地域支援事業の実績

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防生活支援サービス

①訪問型サービス事業

1) 健口訪問

嚥んだり、飲み込んだりする機能が低下するおそれのある要支援者などに口腔機能向上の訓練や指導を行うため、健口訪問を開催しています。

令和4年度は「義歯の磨き方と体づくり」をテーマに2回開催し、5人が参加しました。令和5年度は歯科衛生士不在により、実施できていません。

図表 2-6-1 健口訪問の実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
開催回数（回）		2	2	0
参加者（人）	実人数	10	5	0
	延人数	10	5	0

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

②通所型サービス事業

1) ひまわり教室（通所型生活支援サービスA）

町内在住の65歳以上の高齢者のうち、「要介護認定を受け要支援状態または非該当となった者」「基本チェックリストの結果で介護予防支援者となった者」「基本チェックリストで非該当となり町長が介護予防対象者と認めた者」のいずれかに該当する者を対象に、機能回復及び現在の機能を維持するための訓練・支援を行います。

近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催回数の減少や催し物の中止等がありました。令和4年度は29回開催し、実人数で11人が参加しました。運動機能低下予防のための下肢機能強化の運動指導を定期的に行うことにより、参加者同士の交流の場になっています。

図表 2-6-2 ひまわり教室の実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
開催回数（回）		32	29	21
教室参加者（人）	実人数	13	11	10
	延人数	280	256	181
送迎数（人）	延人数	238	175	126

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

③その他生活支援サービス

1) 中頓別町配食サービス事業

介護保険法第 115 条の 45 第 1 項の介護予防・日常生活支援総合事業の規定に基づき、65 歳以上の単身世帯、65 歳以上の高齢者のみ世帯、その他町長が特に必要と認める世帯を対象に、配食サービスを実施しています。1 食 500 円を利用者から徴収しています。

近年、利用者は 6 人前後で推移し、延食数に大きな増加はありません。

この事業は、社会福祉協議会へ委託し事業を実施しています。

図表 2-6-3 配食サービスの実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
利用者数（人）	7	5	5
延食数（食）	420	335	144

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

④介護予防ケアマネジメント

1) 介護予防サービス支援計画

介護予防給付対象者に対して、その心身の状態に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防プランを作成し、提供しています。

令和 4 年度のケアプラン作成数は 23 件で、そのうち新規作成数は 11 件でした。

図表 2-6-4 介護予防サービス支援計画の実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
ケアプラン作成数（件）	24	23	27
うち、新規（件）	5	11	6

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

2) サービス担当者会議

介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整、給付管理、相談業務などを行っています。原則年 1 回の要介護認定のタイミングで、本人を含めて会議を開催しています。

令和 4 年度は 15 回、延べ 15 人を対象に開催しました。

図表 2-6-5 サービス担当者会議の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
開催回数（回）		12	15	11
対象者数	実人数	12	15	11
	延人数	12	15	11
参集者数	延人数	43	56	45

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

3) 介護予防講師派遣事業

介護保険の被保険者に対し、介護予防講師（健康運動指導士、理学療法士、保健師、その他指導にあたり必要な知識及び経験を有すると認められる者）を派遣し、運動器の機能を向上させるためのプログラム、認知症の予防のためのプログラム、その他介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラムを実施しています。

令和4年度は、13回開催し、延べ184名が参加しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部リモートで実施しました。

図表 2-6-6 介護予防講師派遣事業の実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
開催回数（回）		13	13	12
参加者数	延人数	313	184	175

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

2 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

1) 基本チェックリスト

町内に居住する 65 歳以上の在宅高齢者を対象に、日常生活の機能評価を行い、介護予防の対象となる高齢者を把握します。

毎年、5 月 12 日「民生委員児童委員の日」に実施する高齢者世帯の訪問に合わせて民生委員が調査を行います。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、実施を見送りました。令和 4 年度の調査回答者数は 331 人（回収率：69.7%）となっています。調査結果から事業対象者になった方には、介護予防事業への参加を働きかけしています。なお、令和 5 年度は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で機能評価を実施しており、対象範囲が通常よりも広いため、対象者数が増加しています。

図表 2-6-7 日常生活圏域ニーズ調査の実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
対象者（人）	0	475	496
回答者数（人）	0	331	363
回収率（%）	-	69.7%	73.2%

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

②介護予防普及啓発事業

1) 寝たきり知らずの健康講座

要介護状態・要支援状態になることを予防するため、高齢者を対象に運動に関して学習する機会を提供する健康講座を実施しています。

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、実施を中止しました。令和 4 年度は 1 回開催し、延べ 14 人が参加しました。

図表 2-6-8 寝たきり知らずの健康講座の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
実施回数（回）		0	1	1
参加者数（人）	延人数	0	14	19

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

2) ふれあい料理教室

65 歳以上の高齢者や要支援者等を対象に、要介護状態や要支援状態にならないよう、食生活と栄養改善を目的に料理教室を開催しています。

令和 4 年度は 2 回開催し、延べ 15 人が参加しました。

図表 2-6-9 ふれあい料理教室の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
実施回数（回）		2	2	1
参加者数（人）	実人数	14	11	8
	延人数	21	15	8

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

3) ゴム体操

町内の高齢者を対象に、高齢者の自発的な取り組みを支援し、高齢者が生き生きと生活する地域づくりを目指すため、月 1 回の体操のほか、忘年会や新年会も開催しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、リモート実施や行事の中止・縮小等を行いました。令和 4 年度は 10 回開催し、延べ 137 人が参加しました。

図表 2-6-10 ゴム体操の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
開催回数（回）		7	10	6
参加者数（人）	実人数	19	19	18
	延人数	89	137	73

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

4) 健口サロン

嚥んだり、飲み込んだりする機能が低下するおそれのある要支援者などに口腔機能向上の訓練や指導を行うため、健口サロンを開催しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和 4 年度開催を中止しました。令和 5 年度は歯科衛生士不在のため、実施できていません。

図表 2-6-11 健口サロンの実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
開催回数（回）		2	0	0
参加者数（人）	実人数	23	0	0
	延人数	30	0	0

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

③地域介護予防活動支援事業

1) たいそう元気会

町内の高齢者を対象に、高齢者の自発的な取り組みを支援し、高齢者が生き生きと生活する地域づくりを目指すため、週 1 回、自主サークルである「たいそう元気会」の例会を保健センターで開催しています。

令和 4 年度は 31 回開催し、延べ 208 人が参加しました。

図表 2-6-12 たいそう元気会の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
開催回数（回）		26	31	21
参加者数（人）	実人数	18	14	12
	延人数	221	208	208

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

2) ロコトレ教室

加齢による運動器の機能低下を予防するため、ストレッチ体操、筋力トレーニング、有酸素運動などの教室を週 1 回開催しています。

令和 4 年度は 31 回開催し、延べ 465 人が参加しています。

図表 2-6-13 ロコトレ教室の実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
実施回数（回）		31	31	24
教室参加者（人）	実人数	23	21	21
	延人数	507	465	382
送迎数（人）	延人数	238	204	214

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績値

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

1) 総合相談事業

地域包括ケアセンターでは、地域包括ケアを支える中核機関として、介護や認知症に関する相談など、さまざまな内容について、来所・訪問・電話等で相談に対応しています。

令和4年度は1,834件の相談に対応しました。

図表 2-6-14 総合相談事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
総合相談件数（件）	1,893	1,834	736

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

2) 個別ケース会議

支援困難な事例の個別支援を検討するため、関係機関と連携のもと多職種による課題分析を行う個別ケース会議を実施しています。

令和4年度は延べ6人の個別ケース会議を行いました。

図表 2-6-15 個別ケース会議の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
実件数（件）	15	5	1
延人数（人）	25	6	1
参集関係機関人数（人）	121	32	12

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

3) 地域ケア会議

個々の高齢者の状況の変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、多職種による連携のもと、介護支援専門員に対するケアマネジメント支援を実施しています。令和5年度からは中頓別町国保病院から医師が出席しています。

令和4年度は延べ136人の地域ケア会議を実施し、参集関係機関人数は延べ165人となっています。

図表 2-6-16 地域ケア会議の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
実件数（件）	69	54	41
延人数（人）	150	136	81
参集関係機関人数（人）	191	165	110

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

②在宅医療・介護連携推進事業

1) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

中頓別町立国保病院と介護の連携については、退院後の生活へ向けて切れ目なくスムーズに移行を行うほか、町外の医療機関とも連携を取りながら個別のケースに対応をしています。

図表 2-6-17 在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
ア. 地域の医療・介護の資源の把握	○	○	○
イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	△	△	△
ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○	○	○
エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援	○	○	○
オ. 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	○	×	○
カ. 医療・介護関係者の研修	×	×	×
キ. 地域住民への普及啓発	×	○	×
ク. 在宅医療・介護連携に関する関係機関の連携	×	○	○

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

2) 神経内科ケアマネジメント事業

神経難病を持つ住民が安心して地域で暮らすことができるよう、中頓別町国保病院で年6回外来日を開設しています。

令和4年度は60名が受診しています。

図表 2-6-18 神経内科ケアマネジメント事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
受診者数（人）	73	60	30

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績

③生活支援体制整備事業

支援を必要とする高齢者を地域で支えるため、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、医療・介護のサービスのみならず、NPO 法人、民間企業、ボランティア団体、社会福祉協議会等、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制を充実・強化していくとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

平成 29 年 4 月より生活支援コーディネーター 1 名を配置し、地域に不足するサービスやサービスの担い手などの資源開発を行っています。また、地域のネットワークを構築するため、関係機関等による情報共有を行っています。

④認知症総合支援事業

1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

支援の対象者は、令和 3 年度は 8 人、令和 4 年度は 10 人となっています。

図表 2-6-19 認知症初期集中支援推進事業の実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
対象者（人）	8	10	7
支援実績（回）	13	22	12

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）10 月末時点の実績

2) 認知症地域支援推進員設置事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医療機関や支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。令和 5 年度は認知症地域支援推進員が不在になったものの、地域包括支援センターの職員が代替し活動を実施しました。

3) 認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民、専門職等が集う場として認知症カフェ「なかとんカフェ」を地域に設置し、認知症の人とその家族が地域で孤立することを防ぐとともに、認知症についての地域住民の理解促進、認知症の人と家族を支える地域づくりを目指します。

令和4年度は219回実施し、延べ1,015人の参加がありました。

図表 2-6-20 認知症カフェの実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
開催回数（回）		184	219	145
参加者（人）	延人数	858	1,015	781

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

4) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員は、地域支援及びケア向上に向け、平成29年度から様々な相談、訪問活動等を行っています。令和5年度は、認知症地域支援推進員が不在のため、地域包括支援センターの専門職が相談、訪問活動等を行っています。

図表 2-6-21 認知症地域支援・ケア向上事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
訪問件数（延件数）	271	287	13
相談件数（延件数）	23	40	2

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績

5) 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座を実施しています。

令和4年度は9回開催し、小学5年生14人、中学2年生11人、教員4人、ライドシェアドライバー12人の参加がありました。令和5年度には役場職員に向けた講座を開催しました。

図表 2-6-22 認知症サポーター養成講座の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
開催回数（回）	2	3	9
参加者（人）	32	36	117

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

(3) 任意事業

①家族介護交流事業

1) 介護家族の会「まゆの会」

家族介護中の方や介護経験を持つ方同士が本音で語り合ったり、情報を交換したりなど交流を図ることができる介護家族の会を開催しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催には至りませんでした。

図表 2-6-23 介護家族の会「まゆの会」の実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
実施回数（回）		0	0	0
参加者（人）	延人数	0	0	0

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

②その他の事業

1) 緊急通報システム

町内に居住する在宅の独居高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、緊急通報システムを無償貸与・設置し、緊急時の通報を容易に行えるようにするほか、月1回の安否確認の連絡を行っています。

図表 2-6-24 緊急通報システムの実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
設置台数（台）	15	13	14

※令和5年度は、令和5年（2023年）10月末時点の実績値

7. 高齢者を取り巻く課題の整理

■高齢者を取り巻く現状

【人口の減少と高齢化】

- 人口の減少が進んでおり、65 歳以上の高齢者人口及び 75 歳以上の高齢者人口は平成 29 年をピークに減少しています。
- 高齢者のいる世帯のうち、一人暮らし及び高齢者夫婦のみ世帯の割合が高くなっています。
- 高齢者数は減少する一方で、要支援・要介護高齢者数は増加が見込まれ、認知症高齢者も増加することが見込まれています。

【高齢者の生活や社会参加】

- 地域での活動に「参加してもよい」と考えているが、実際には参加できておらず、地域活動との接点がない高齢者が多くいます。
- 生活機能の状況で「認知機能の低下」に該当する高齢者が 5 割程度いますが、その一方で認知症に関してどこに相談すればよいかわからない高齢者は 6 割を超えています。
- 身の回りのことができなくなった時には、町内にある高齢者施設に入所したいと考える高齢者が多い一方で、生涯の最期を「自宅で迎えたい」と考える高齢者の割合も高くなっています。

【介護の状況】

- 在宅で生活をしている要支援・要介護認定者のうち 4 割が家族や親族から介護を受けています。介護者の中には介護のために働き方を調整している方がいるほか、今後介護を続けるにあたって「認知症への対応」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」などに不安を感じる介護者の割合が高くなっています。
- 高齢者の在宅生活を支える訪問介護は十分に提供できる体制ではないことから、結果として高齢者が自宅に閉じこもって虚弱になり、在宅生活を維持できなくなる傾向にあります。

■高齢者を取り巻く課題

【高齢者を支える人材の確保】

- 高齢者を支える現役世代の人口が減少しており、介護・医療などの分野での人材の確保が難しくなっています。認知症高齢者の増加が見込まれることから、支援側の専門性やスキルが求められますが、人材不足が深刻化しており、専門職の確保は特に難しい状況にあります。
- さらに、単身の高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の適切な運用や支援者側の知識、丁寧な対応等が求められています。

【地域における支え合い・支援体制の強化】

- 高齢者を支える人材が不足する中、地域における見守りや、声かけなど、公的サービスのみでは補うことができない日常的な支援を、住民同士の支え合いにより取組むことができる体制づくりが必要となっています。
- 高齢者自身が積極的に社会参加をしながら、支援を必要とする高齢者を支える役割を担うことも重要となります。

【医療・介護・福祉における関係機関の連携強化】

- 要介護認定者の中には、疾患を持ち医療を必要とする高齢者も多いことから、在宅サービスと在宅医療との連携が重要となります。
- 関係機関、多職種の間で情報共有を図り、高齢者の支援に向けた連携をさらに強化にしていく必要があります。

【高齢者が必要とする医療・介護サービスの維持】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者が必要とする医療・介護サービスを維持していくことが必要となっています。その一方で、人生の最終段階における医療・ケアや看取りの考え方など、施設のあり方と併せて、これからの地域医療をどのように方向づけていくのかが問われています。

第3章

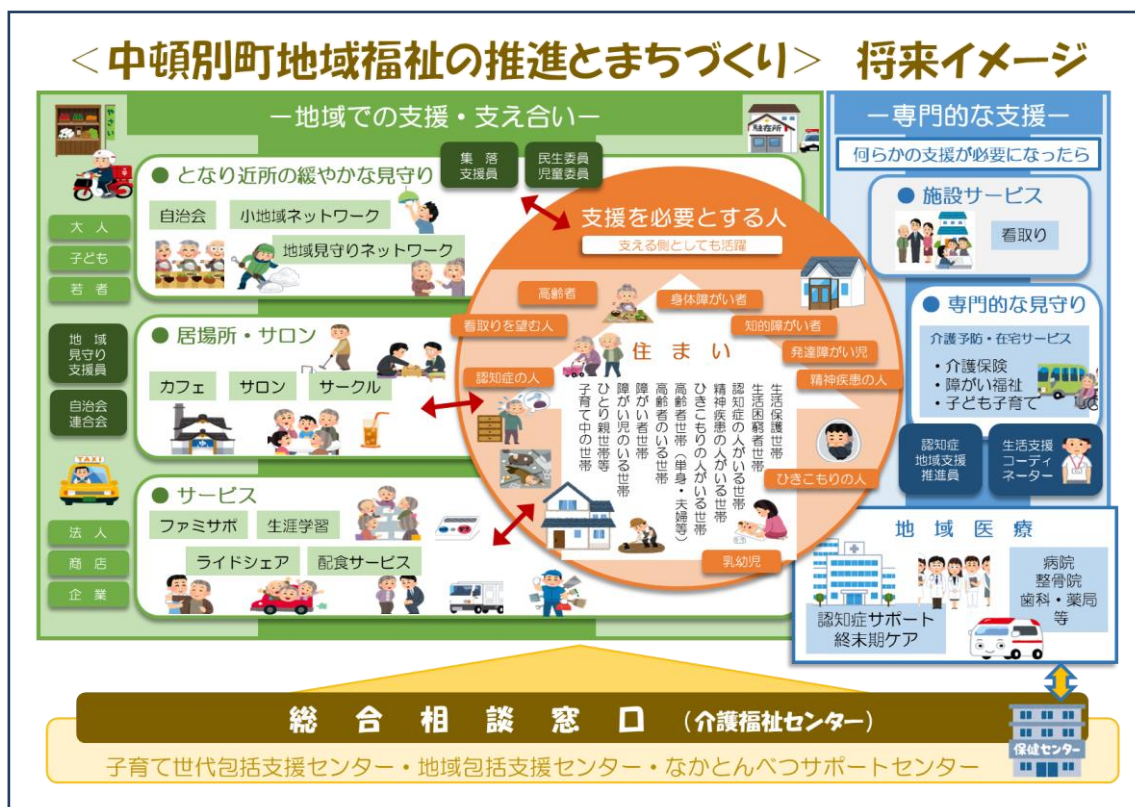
中頓別町が目指す地域包括ケアシステムに向けて

1. 中頓別町が目指す姿

中頓別町においては、人口減少が進んでおり、今後さらなる減少が見込まれています。第8期中頓別町総合計画（令和4～13年度）においては、「小さな中頓別（まち）のしあわせをデザインする」をキャッチフレーズとし、行政主導の重点プロジェクトの一つに地域共生社会を位置づけ、まちづくりを進めています。福祉分野においては「誰もが健康で安心して暮らせるまち」を政策目標として、各種取組を進めています。

また、本計画においては第7期より、中頓別町が目指す将来イメージとして下図を掲げ、地域での支援・支え合いと専門的な支援を組み合わせ、地域包括ケアの構築による地域福祉の推進とまちづくりに向け、取組を進めてきました。

＜本町が目指す将来イメージ＞



第 9 期計画においても、地域での支援・支え合いと専門的な支援の取組を進め、高齢者が健康で安心して暮らせるよう、また一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

基本理念

人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるまち

中頓別町で上記理念を実現していくためには、医療と介護の連携が不可欠であることから、医療・介護の一体的な見直しにより、提供体制の再構築を行っているところです。

【医療】

中頓別町唯一の医療機関である中頓別町国民健康保険病院は、外来及び入院の患者数が減少傾向にあることや人材の確保が難しいこと等から、病院機能の維持が困難になっており、機能転換に向けた検討・取組を進めています。令和 4 年度には病床の一部を介護医療院に転換し、特別養護老人ホームから医療依存度の高い入所者を受け入れ、医療と介護を提供しています。今後は、医療介護連携の強化により特別養護老人ホームでの看取りが可能な体制を構築し、病院から無床診療所へ転換する予定です。

【介護】

高齢者の在宅生活を支えるサービスを十分に提供できる体制ではないことから、高齢者が在宅生活を維持できなくなる傾向にあり、施設入所や子ども達のいる町外に出てしまう傾向にあります。また、特別養護老人ホーム・養護老人ホームにおいては、生活のサポートを受けながら安心して暮らすことができますが、入居者の減少や介護人材確保が難しくなっていることから施設の維持が課題になっています。

高齢者が安心して生活できるよう、ニーズを的確に捉えたサービス提供体制を構築するため、各種サービスについて再編の検討・取組を進めています。まずは、地域で暮らし続けるために必要な自立支援サービスの充実を実現するため、令和 5 年にデイサービスと訪問介護を民間から町に移管し、一元化しました。また、令和 6 年度中には特別養護老人ホーム・養護老人ホームを町に移管する予定です。今後はさらに、小規模多機能型介護支援事業所の開設を引き続き検討します。

2. 基本方針

中頓別町の地域包括ケアシステムの深化・推進を進めるため、次の 5 つの基本方針に基づき、各種取組を進めます。

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、住み慣れた地域で日常生活を送り続けるには、健康なからだづくりに加え、要支援または要介護状態になることの予防や、要介護状態の軽減や悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関する普及啓発や地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進、ボランティア活動等の高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進などの取組が重要となります。

高齢者の介護予防では、機能回復訓練等だけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる地域づくり等を進めることが重要であり、自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

また、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近な場所で健康づくりに参加でき、フレイル状態を把握したうえで、適切な医療サービス等につなげることにより、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。さらに、要介護者等がその能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるように取り組みます。

重点施策	評価指標
高齢者が健康づくりに取り組みながら、生きがいを持って自立して生活できる地域の実現	・ 要介護認定率 ¹⁾ の低下 ・ 要介護の維持・改善率 ²⁾ の上昇

1) 要介護認定率：65 歳以上人口に占める要介護認定者数の割合。

2) 要介護の維持・改善率：年度内の全更新・区分変更審査結果のうち、介護度維持・改善者の割合。

（２）医療と介護連携の推進

高齢者が介護や治療が必要な状況になっても、自宅などの住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となります。また、本町が目指す地域包括ケアシステムの構築においても医療の充実及び医療と介護の連携は重要となります。

今後は、医療と介護の両方を必要とする慢性疾患または認知症等の高齢者の増加も見込まれることから、町が中心となり、地域の関係機関との連携体制の構築を図るとともに、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備に努めます。さらに、高齢者個人に対する支援の充実と、在宅医療と介護連携における地域支援ネットワークの構築に向け、「地域ケア会議」の機能の充実を図ります。

また、災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が発生した場合に適切に対応しながら必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要となるため、対応策の普及啓発、研修や訓練の実施等、関係機関と連携のもと対応力向上の取組を検討します。

中頓別町国民健康保険病院の医療機能の再編や新たな介護保険サービスの実施等により、新たな医療と介護の連携の推進を目指します。

重点施策	評価指標
住みなれたまちで最期まで生活を送ることのできるよう、医療と介護の連携体制の強化	・ 自宅や特別養護老人ホームでの看取り対応

（３）認知症施策の推進

国ではこれまで、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に沿って認知症施策を推進してきましたが、今後、加齢に伴う認知症高齢者が増加することを見込み、さらに強力な施策を推進していくため、令和元年６月に認知症施策推進関係官僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、令和４年には施策の進捗状況について中間評価が行われました。また、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第６５号）が定められ、今後国は認知症推進基本計画を策定することとなりました。

認知症施策の推進にあたっては、中間評価の結果を踏まえつつ、「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえて「共生^{１)}」と「予防^{２)}」の施策を推進することが重要となります。また、国が今後策定する認知症推進基本計画の内容を踏まえることが重要にあることから、本町においても「認知症施策推進大綱」「認知症推進基本計画」の基本的考え方及び内容を踏まえた認知症施策に取り組んでいきます。

今後も認知症高齢者ならびにその家族を地域で支えるため、認知症の早期診断・早期治療等を行う医療機関等との連携や、認知症高齢者に対応するための研修の実施等、認知症施策の推進を図ります。

- １）共生：認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があっても同じ社会で共に生きる、という意味。
- ２）予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

重点施策	評価指標
町民の認知症に対する理解促進と相談・支援充実によって、認知症になっても地域で暮らしつづけることのできる仕組みづくり	・ 相談窓口の認知度向上 ・ 認知症サポーターの増加

（４）地域見守り支援の構築

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、公的サービスだけではなく、ボランティアや自治会、関係機関等の多様な生活支援サービスや、地域住民相互の見守りや助け合い等の地域における支え合いの充実が必要となっています。また、高齢者も支えられるだけでなく、他の住民を支える役割を担うことが重要です。高齢者やその家族が地域で安心して日常生活を送ることができるように、さらにその先の地域住民の一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合う地域共生社会の実現に向けて、生活支援コーディネーターや協議会等が中心となり、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを進めていくことが必要となります。

介護を必要とする高齢者の支援にあたっては、家族介護者を含めて支えていく取組が重要です。働きながら介護を担う家族に対しては、希望する者が働き続けられるよう柔軟な働き方の確保や相談・支援の充実を図ることや、ヤングケアラーを含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めることが必要になります。

高齢者虐待の防止対策の推進として、相談窓口等の周知・啓発に努めるとともに、早期発見・見守り等のためのネットワークを構築し、町内及び関係行政機関との連携等の体制整備を強化します。さらに特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の従事者に対しては、教育研修や適切な事業運営の確保に取り組みます。なお、高齢者虐待を把握した場合には、迅速・適切に被虐待高齢者の保護を行ったうえで、虐待を行った者に対しては、不安や悩みについての相談を行い、適切な支援につなげる等再発防止に取り組みます。

また、住み慣れた地域で生活するにあたって、認知症等により判断能力が不十分な高齢者が財産管理やさまざまな契約等で不利益とならないよう、成年後見制度の利用についても広く周知を図ります。

重点施策	評価指標
支え合いの仕組みづくりによる、住み慣れた中頓別町で安心して生活を送ることのできるまちの実現	・ 地域生活サポート事業の利用拡大 ・ 虐待防止の教育研修の実施

（５）高齢者の居住安定に係る施策の推進

地域包括ケアシステムの基礎となる「住まい」については、高齢者の日常生活の支援や、保健・医療・介護などサービス提供の前提となることから、今後、さらなる高齢者の居住安定に係る施策の推進に取り組んでいきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、身の回りのことが出来なくなった時の生活について、「町内にある高齢者施設に入る」ことを希望する高齢者は約４割、「同居家族に世話をしてもらう」や「介護保険サービスを利用して生活する」等の自宅を希望する高齢者は約３割となっています。また、人生の最期を「自宅」で迎えたいと考えている高齢者の割合は約３割、「町内にある高齢者施設」は約２割となっています。高齢者が生活する住まい・施設として、町内には持ち家としての住宅や賃貸住宅に加え、介護医療院、特別養護老人ホーム・養護老人ホームがありますが、生活ステージに応じてその人らしく生活できるようなサービスの提供や住み替えができる環境を整えることが重要です。特別養護老人ホームの入所には、原則要介護３以上であることの条件がありますが、要介護３未満の高齢者にも入居ニーズがみられます。このような住み替えニーズが一定程度あることが想定されることから、高齢者が安心して入居可能な施設や共同住宅、あるいは高齢者に限らず入居できる共生型の住まい等、新たな住宅系サービスの展開を検討します。

今後、住みなれたまちで看取りを含めて最期まで生活하기를希望する高齢者に対応できるようにするには、医療及び介護の提供体制を整備するとともに、多様な生活課題を抱える高齢者ニーズに応じて適切に住まいを選択ができる環境整備に取り組みます。

重点施策	評価指標
高齢者が安心して生活することができる住まいや、高齢者に限らず入居できる共生型の住まい等、新たな形態の住まいを確保する	・ 住まいの選択肢の確保

第4章

計画期間中の取り組み

1. 地域包括ケアシステム推進に向けた取り組み

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

①介護予防・生活支援サービス事業（介護予防事業・日常生活支援事業）

1) 訪問型サービス

- ・訪問介護事業所の訪問介護員による訪問介護を訪問型生活支援サービスとして継続して実施していきます。
- ・口腔機能が低下するおそれのある要支援者等に口腔機能の向上の訓練や指導を行います。

2) 通所型サービス

- ・通所介護事業者による通所介護を通所型生活支援サービスとして継続して実施していきます。
- ・介護予防支援対象者に対して、運動機能低下を予防する体操等を実施します。
- ・病院による介護予防通所リハビリテーションの実施を行います。これまでの医療保険適用のリハビリテーションから介護保険で実施することで、利用者の要望に沿ったリハビリテーションが開始できます。また、管理栄養士による栄養改善サービス開始の可能性も協議していきます。

3) その他生活支援サービス

- ・栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りを行います。サービスの利用基準を一人暮らし高齢者などに限らず、栄養改善を目的として誰でも利用できるようにします。
- ・住民ボランティアなどが行う訪問による見守り、話し相手、安否確認などを実施します。また、認知症サポーター研修を実施し、地域で見守る人を養成していきます。

4) 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に、自立保持のための身体的・精神的・社会機能の維持向上を目標として、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じてマネジメントを行います。

②一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

1) 介護予防把握事業

- ・閉じこもりなど何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動につなげます。

2) 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援します。

3) 地域介護予防活動支援事業

- ・介護予防に関する知識向上のための研修会などを開催し、住民が主体となる介護予防活動を支援します。

4) 一般介護予防事業評価事業

- ・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・保健師が訪問などにより住民に対して介護予防に関する助言をします。
- ・地域ケア会議やサービス担当者会議において、リハビリテーション専門職を含む多職種による協働や地域関係機関との連携等によりケアマネジメント支援を推進します。
- ・町内のリハビリテーションの実施体制を構築するため、国保病院の理学療法士、作業療法士、民間の柔道整復師や健康運動指導士との連携を模索し、町内全体でリハビリテーションが受けられるような支援を行います。

（２）医療と介護連携の推進

①地域の医療・福祉資源の把握及び活用と連携

- ・地域の医療を担う病院（かかりつけ医、認知症サポート医）と地域包括支援センター、介護支援事業所との情報交換、医療相談が常時できるような体制となっています。今後この連携を継続するとともに、必要とされる情報を双方で確認できるようなシステムの構築を進めていきます。

②地域ケア会議（在宅医療・介護連携に関する会議）の実施

- ・関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題を抽出するとともに、その解決策を検討していきます。また、実務者会議を毎月継続的に開催し、情報交換及び情報共有、課題解決に向けた取り組みを今後も進めていきます。
- ・在宅医療と介護連携における地域支援ネットワークの構築に向けて、地域ケア会議の機能の充実を図ります。

③サービス会議（通所介護サービス、在宅医療に関する実務者レベル会議）の実施

- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院訪問看護部門と（予防介護）通所リハビリテーション部門の実務者レベルの協議を継続的に実施し、総合的な在宅医療・ケアの質向上に取り組みます。

④在宅医療・介護連携に関する研修の実施

- ・関係機関等の職員を対象に、グループワーク等による多職種参加型の研修会を継続して実施します。

⑤訪問看護サービスの拡充

- ・病院における看護師の確保や運営経費等、様々な課題はありますが、訪問看護部門だけではなく病院全体として 365 日 24 時間の体制で取り組めるよう、サービスを提供する病院との協議を進めていきます。
- ・訪問看護に合せ、必要に応じて理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションの指導を行っています。今後は管理栄養士による栄養指導ができるよう、病院との協議を進めていきます。

⑥訪問介護サービスの拡充・機能強化

- ・利用者のニーズにあわせた 365 日 24 時間体制の介護を実現するため、訪問介護サービスセンターによるヘルパー派遣の拡充を図ります。
- ・令和 5 年にデイサービスと訪問介護事業所を一元化しましたが、さらに特別養護老人ホームのショートステイ機能を移設して介護サービスの提供を一体的に行う「小規模多機能型居宅介護支援事業所」の開設を引き続き検討し、通いを中心として訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供できる体制整備に取り組みます。

⑦在宅医療の充実・特別養護老人ホームでの看取り対応の実施

- ・国民健康保険病院では訪問診療を実施しています。医療が必要なものの通院が困難な住民のニーズを的確にとらえ、対応していきます。
- ・高齢者が希望する場所で最期を迎えられるよう、医療と介護の連携強化に向け取り組んでいきます。まずは、特別養護老人ホームでの看取り対応が可能なよう、体制整備に取り組めます。

⑧退院時支援

- ・病院の看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士を主体とした入院患者の退院時の在宅支援を実施しています。退院時支援に際しては居宅介護支援事業所、地域包括支援センターも協力をしており、今後も退院後の在宅支援に力を注いでいきます。

⑨地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業者等への支援

- ・介護支援専門員からの在宅医療・介護にかかる総合的な問い合わせに対応します。

⑩介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

- ・民生委員の協力のもと、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施します。

(3) 認知症施策の推進

①認知症ケアパスの作成・普及

- ・認知症と疑われる症状が発生した場合、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを理解するための認知症ケアパスの作成と普及を促進します。

②認知症早期発見・早期対応

1) 認知症初期集中支援チームの推進

- ・認知症サポート医の指導の下、複数の専門職が認知症の人や認知症が疑われる人及びその家族へ訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を今後も推進します。

③地域での日常生活・家族の支援の強化

1) 認知症地域支援推進員の配置

- ・認知症地域支援推進員は、認知症の高齢者ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の高齢者やその家族を支援する相談業務を行います。
- ・令和 5 年度は配置ができず、地域包括支援センター職員が代替し活動を行いました。配置に向け、専門職の確保に取り組みます。

2) 認知症サポーターの養成

- ・認知症に対する町民の理解を促進するため、地域において認知症に関する学習会等を開催し、認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成します。
- ・小中学校とも連携し、認知症を学ぶ機会を設けて、小中学生においても認知症の理解を深める取り組みを行います。

3) 認知症カフェの開設

- ・認知症の人や家族、地域住民、専門職等が集う場を設置し、認知症の人やその家族が地域で孤立することを防ぐとともに、認知症についての地域住民の理解の促進、認知症の人と家族を支える地域づくりを行うことを目的に、平成 30 年 5 月より町内に「なかとんカフェ」を開設しています。

- ・認知症カフェの機能の見直しを行うとともに、住民に対し広く周知を行います。また、新規利用者の拡大のほか、認知症カフェとしてのプログラムの開発や地域を巻き込んだ企画なども検討していきます。

4) 認知症高齢者やその家族等に対する支援

- ・認知症高齢者やその家族のニーズの把握や相談・支援体制の充実など、認知症高齢者やその家族の視点を重視した取り組みを推進します。

5) 市民後見人の支援

- ・成年後見制度等の利用促進を図るため、市民後見人のフォローアップを行います。

(4) 地域見守り支援の構築

①生活支援サービスを担う支援体制の充実・強化

1) 生活支援コーディネーターの設置

- ・生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域支援の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を平成 29 年 4 月から配置しています。
- ・今後も地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、資源の開発やネットワークの構築等に取り組みます。

2) 協議会の設置

- ・地域ケア会議（実務者会議）に位置付け協議を行っていきます。

②高齢者が中心となった地域の支え合いの仕組みの構築に向けた検討

- ・高齢者が中心となった地域の支え合いの仕組みを構築するため、高齢者事業団等との懇談会を検討するほか、高齢者の社会参加や生きがい就労の支援を推進していきます。

③地域支え合い・見守り活動推進事業

- ・高齢者や障がい者が、安全・安心でいつまでも住み続けられる町をめざして、地域のさまざまな資源を活用した支え合い・見守りネットワークを構築します。要援護者への見守りや支援体制の構築、サロン活動の取り組みを支援します。

④地域見守り支援ネットワーク事業

- ・町と各事業所が協定を結び、地域の見守り支援を行います。年 1 回、情報交換のための会議を行います。
- ・要援護者台帳の追加・更新を行い、かつ、病院・消防・役場・社協とで、緊急時にすぐに要援護者の既往歴等の情報共有を行えるような ICT（情報通信技術・PC 関連の技術を活用）ネットワークを有効的に活用します。

⑤家族介護者の支援

- ・介護を必要とする高齢者の家族に対し、相談や介護負担軽減のための取組等の支援を行います。

⑥高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者虐待や通報窓口等について周知するとともに、高齢者虐待を発見、または虐待があると思われたときには、地域包括支援センターなどの各関係機関等と連携して対応します。
- ・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の従事者を対象に、虐待防止に関する教育研修の実施を検討します。

⑦成年後見制度の利用促進

- ・高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して暮らせるよう成年後見制度支援事業や成年後見制度町長申立事業についての周知を図るとともに、制度利用の促進に向けた相談対応の充実に努めます。

⑧見守りシステムの活用

- ・町内の希望者に対し、ICT を活用した見守りシステムを活用し、緊急時の早期発見を可能とする仕組みを構築します。

(5) 高齢者の居住安定に係る施策の推進

①住み慣れた地域での暮らしを支える環境づくり

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対しての安否確認の見守り支援や、緊急時の対応を継続して推進します。
- ・認知症カフェなど多世代の住民が集う場を設けるなど、高齢者の日常的な交流の機会の充実を検討します。
- ・介護度が高くなっても在宅での生活を支えることができるよう、介護サービス提供基盤を充実します。
- ・高齢者の在宅での「看取り」に関する研修会等を開催し、「看取り」を望む方々が可能な限りその意志を実現できるよう、地域の支援体制の整備に努めます。

②適切な住まいやサービスを選択できる仕組みづくり

- ・高齢者が心身の状況等そのニーズに応じて適切に住まいを選択できる情報提供のあり方について検討していきます。
- ・高齢者の住まいに関する総合的な相談体制の充実に努めます。
- ・高齢者が安心して入居可能な施設や共同住宅、あるいは高齢者に限らず入居できる共生型等の住まい等、新たな住宅系サービスの展開を検討します。
- ・町民にとって適切な「住まい」を確保することは、中頓別町の地域福祉及び地域包括ケアの中核を担うことにもつながることから、共生型等の展開の可能性も踏まえ、住まい方・暮らし方に関するニーズ調査を実施します。

2. 介護保険法定外サービス事業

地域で自立した生活を継続し、要介護状態への進行を予防するためには、高齢者の心身の状況や生活環境に合わせた介護サービスや保健福祉サービスの提供を継続させていくことが必要です。

本町においても、介護保険以外のサービス事業を町単独で以下のとおり展開していきます。

(1) 保健福祉サービス事業

保健福祉サービス事業は、介護を必要とする状態に陥ることを予防するとともに、自立した生活を確保するために必要な支援を推進し、高齢者の自立生活の維持と増進を図るために利用者負担との均衡を図りながら高齢者福祉施策の一環として必要なサービスを提供していくものです。

①健康相談事業

自らの健康を保持増進できるように、保健師や栄養士、歯科衛生士等のスタッフにより個別の相談を行います。保健事業で行う事業と併せて行います。

図表 4-2-1 健康相談事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
利用延人数（人）	1,231	1,389	2,084	1,036

※令和5年度は、令和5年（2023年）12月末時点の実績

②訪問指導事業

介護予防や生活習慣病の予防改善を目的として、保健師や栄養士が訪問指導を行います。保健事業で行う事業と併せて行います。

図表 4-2-2 訪問指導事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
利用延人数（人）	1,848	1,872	2,325	1,010

※令和5年度は、令和5年（2023年）12月末時点の実績

③緊急通報装置の設置

町内に居住する一人暮らしの 65 歳以上の高齢者または健康状態、身体状態から日常生活動作に支障がある方に家庭用緊急通報機器を貸与し、急病、事故等の緊急事態において迅速な救援活動ができる緊急通報システムを整備することにより、高齢者等の日常生活の安全の確保と精神的な不安を解消します。

在宅高齢者が増加傾向にあることから、一人暮らし高齢者の日常生活の安全確保と、精神的な不安を解消するため、今後も緊急通報システムの整備を図ります。

図表 4-2-3 緊急通報装置設置事業の実施状況

	台数（台）※
北海道安全センター株式会社	6
財団法人 北海道健康づくり財団	7

※令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在

④高齢者無料バス乗車券交付事業

本町に住所を有する 75 歳以上の高齢者のうち、申請があった方に対し、町内区間の路線バスの利用が無料となる乗車券の交付を行っています。

高齢者の日常の移動手段を補うため、今後も乗車券交付事業を継続していきます。

図表 4-2-4 高齢者無料バス乗車券交付事業の実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
交付枚数（枚）	3	4	1	5

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）12 月末時点の実績

⑤入浴料助成券交付事業

本町に住所を有し、70 歳以上の方、身体障がい者で 1 級及び 2 級の方、療育手帳を所持している方を対象として、入館料 380 円のうち 220 円を助成する入浴料助成券を希望者に対して交付することにより、高齢者及び障がい者の憩いの場と心身の健康と福祉の増進を図っています。

入館券交付を希望する高齢者及び障がい者に対し、今後も心身の健康と福祉の増進を図るため、事業を継続していきます。

図表 4-2-5 入浴料助成券交付事業の実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
交付人数（人）	116	103	113	98
延利用者数（人）	4,365	2,241	5,277	2,526

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）12 月末時点の実績

⑥福祉ハイヤー交通費助成事業

バスその他の交通機関の利用が困難な重度肢体不自由者（児）等及び 70 歳以上の高齢者等が、町内において通院等でハイヤーを必要とする場合に、ハイヤーチケットを交付しています。

通院などが容易になるように、申請によりタクシーチケット（1 枚 500 円）を重度肢体不自由者等と高齢者には年間 48 枚交付します。また、自家用車を所有している方の配偶者（70 歳以上）には、年間 24 枚交付します。年度途中での交付は、年間交付枚数を月割りで交付します。今後も、重度肢体不自由者等と高齢者の移動手段を補うため、事業を継続していきます。

図表 4-2-6 福祉ハイヤー交通費助成事業

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
交付枚数（枚）	8,384	7,714	7,224	6,840
使用枚数（枚）	5,030	4,766	4,875	3,175

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）12 月末時点の実績

⑦除雪サービス事業

65 歳以上の一人暮らし世帯または年齢が 65 歳以上の方のみの高齢者世帯、心身障害者世帯等に対して、冬期における住宅の屋根等の除雪作業を支援することにより、日常生活においての不安を解消し、福祉の増進を図ります。

高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、冬期間における除雪対策として、除雪サービス事業を今後も継続していきます。

図表 4-2-7 除雪サービス事業の実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
援助者数（人）	22	26	25	25

※令和 5 年度は、令和 5 年（2023 年）12 月末時点の実績

⑧養護老人ホーム

身体的、精神的、環境上の理由及び経済上の理由により在宅における生活が困難な概ね 65 歳以上の高齢者を養護するための施設です。

図表 4-2-8 養護老人ホームの入所者の状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
町内（人）	38	39	28	24
町外（人）	10	8	5	4

※令和 5 年度は、令和 6 年（2023 年）1 月 1 日現在

⑨中頓別町病院患者送迎サービス事業

中頓別町に在住する町民で、中頓別町国民健康保険病院への通院が困難な高齢者に対して、移送用車両による送迎を行うサービスです。

送迎対象者：60歳以上の方

自動車の運転免許証を所持せず、家族による送迎が困難な方
町が病院への通院が困難と認めた方

対象地区：秋田、小頓別、岩手、上頓別、敏音知、松音知、上駒、神崎、兵安、豊泉、藤井、弥生、寿、旭台（字旭台のうち別に指定した地域）

図表 4-2-9 中頓別町病院患者送迎サービス事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
利用者数（人）	196	99	93	80

※令和5年度は、令和5年（2023年）12月末時点の実績

⑩中頓別町地域見守り支援ネットワーク事業

高齢者や障がい者が、安全・安心でいつまでも住み続けられるまちを目指して、地域が支え合って豊かで明るい体制づくりとして進める事業です。

協力いただける事業所と協定書を締結して、普段の業務の中で、個人宅等で異変を察知した場合に町へ連絡または通報してもらうものです。今後も、高齢者や障害者が安心して生活できるよう、事業を継続していきます。

図表 4-2-10 中頓別町地域見守り支援ネットワーク事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
協定事業者数	9	9	9	9

※令和5年度は、令和5年（2023年）12月末時点の実績

(2) そのほかの事業

①共助の仕組みづくり

町では、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、住民相互の共助の仕組みの構築に取り組んでいます。令和4年度から「中頓別町版コモンズ形成事業」に取り組んでおり、これまで培ってきた自発的な助け合いの仕組みを知りなおすことや、新たな仕組みや制度として構築されつつある事業・取組の現状・課題を各事業所間で共有することなどを通じて、中頓別町らしい「共助の仕組み」のあり方を考え、地域の中で実践につなげていくことを目指して取組を進めています。

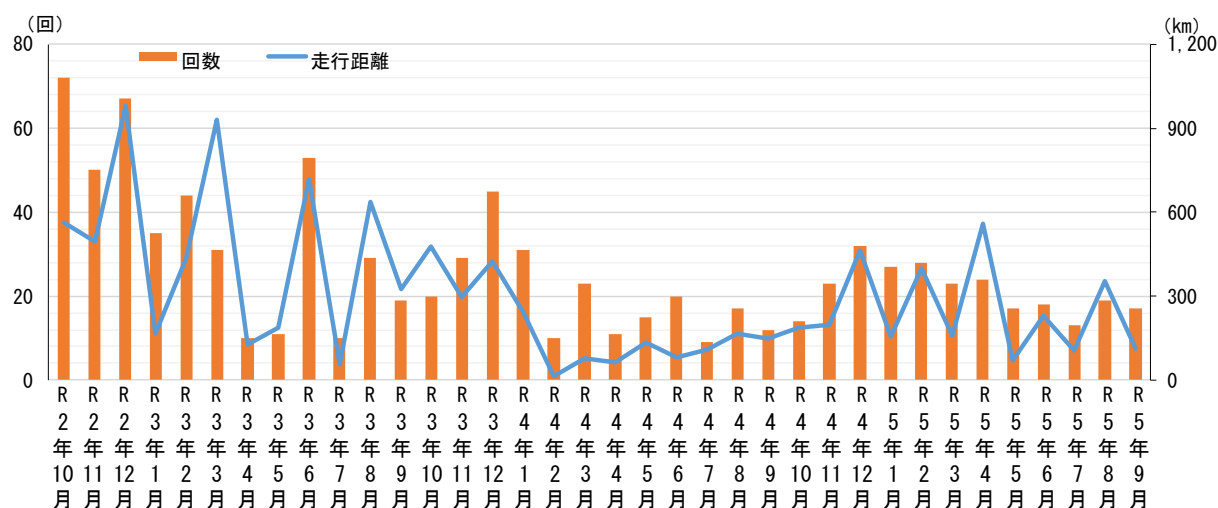
具体的な支え合いをマッチングする機能として、なかとんべつライドシェアと生活サポート事業を実施しています。

1) なかとんべつライドシェア

シェアリングエコノミーの促進として、住民の空き時間・遊休車両を活用したライドシェアに取り組んでいます。平成28年6月に実証実験としてスタートし、平成31年4月からは町の交通体系の一部として位置付けられています。

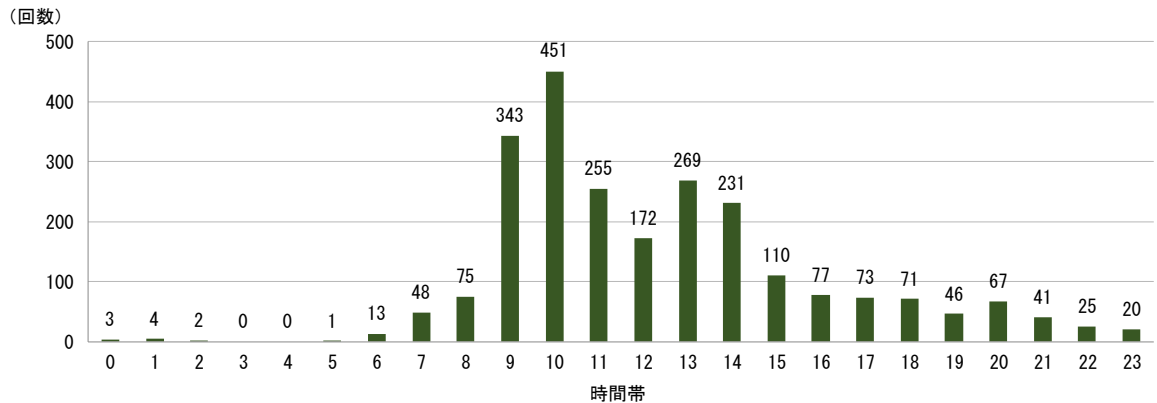
令和5年9月末時点で、17名の町民ドライバーが登録し、町民の移動を支えています。また、令和5年9月末までに延2,385回、30,711.19kmの利用実績があり、町内の新たな交通インフラとしての役割を果たしています。町民へのヒアリングからは、外出を諦めていた住民の行動範囲拡大に寄与していることなど、介護予防の一翼を担っているとも言えます。

図表 4-2-11 なかとんべつライドシェアの月別利用回数と走行距離の推移



※令和5年（2023年）9月末時点の実績

図表 4-2-12 なかとんべつライドシェアの時間帯別利用回数



※令和 5 年 9 月末時点の実績

2) 地域生活サポート事業

日常生活における支援を町民の有償ボランティアが担う取組を実施しています。令和 3 年度より試行実施し、令和 4 年度から本格実施しています。役場保健福祉課内に地域生活サポートセンターを設置し、ゴミ捨てや窓ふきなどの日常生活における支援を頼みたい高齢者等の依頼会員と、地域の困りごと解決の担い手となる提供会員のマッチングを行っています。また、地域生活サポート事業の拡大に向け、提供会員養成講座の実施や必要なサポート業務を実施しています。

令和 5 年 11 月時点で依頼会員は 28 名、提供会員は 11 名となっており、会員数は増加しています。依頼会員の中には一人暮らし世帯や高齢夫婦世帯も含まれており、既存の事業やサービスでは対応できない困りごとの解決を担っています。

図表 4-2-13 地域生活サポート事業の令和 5 年度活動件数

月	活動内容（件数内訳）	計
4月	◎ 冬囲いの取り外し作業(2) ◎ 買い物同行：町外・ライドシェア利用（2）	4
5月	◎ 庭仕事の手伝い（1） ◎ 草抜き：手作業（3） ◎ 買い物同行：町外・ライドシェア利用（1）	5
6月	◎ 草抜き：手作業（1） ◎ 草刈り：刈払機使用（1） ◎ 買い物同行：町外・ライドシェア利用（2）	4
7月	◎ 草抜き・草刈り：手作業（3） ◎ 草刈り：刈払機使用（2） ◎ 草刈り見守り（2） ◎ 買い物同行：町外・ライドシェア利用（1）	8
8月	◎ お墓掃除の手伝い（1） ◎ 草抜き：手作業（2） ◎ 買い物代行：町内（1） ◎ 筆筒修理（1）	5
9月	◎ 草抜き（4）	4
10月	◎ 草抜き（1） ◎ 冬囲い（1）	2
合計		32

※令和 5 年（2023 年）11 月 8 日時点の実績

3. そのほかの取り組み

(1) 地域包括支援センター及び生活支援介護予防サービスの情報公表

①地域包括支援センターの役割

市町村は、地域包括ケアシステムの構築において中心的な役割を担うべき立場にあり、法律上もその責務が明記されています。

また、市町村は介護保険の保険者であると同時に、住民の身近な「基礎自治体」であることから、介護給付費における保険者機能を果たすとともに、介護保険ではカバーできない部分（「自助」の活用、「互助」の組織化、「公助」による支援）について、一般財源を含め、さまざまな財源の確保等の方法により、問題解決を図っていくことが重要な役割です。

中頓別町地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進主体として、介護予防支援（要支援者のケアプラン策定）、総合相談支援、地域ケア会議の開催等を通じたケアマネジメントへの支援等、幅広く地域での役割を担っています。

②地域包括支援センターの適切な運営及び評価

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員（主任ケアマネ）や保健師を配置し、その専門性を発揮しながら医療と福祉等の専門機関、サービス事業者や住民組織等と連携し、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいます。地域包括支援センターの運営に関して市町村は、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量及び業務内容に応じるため専門性の高い適切な人員を配置し、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ります。

③生活支援・介護予防サービス等の情報公表

要支援者等軽度の高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要になる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者を含む地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められています。また、高齢者自身がその担い手となることで、介護予防の効果も期待できます。

地域全体で支援を必要とする高齢者を支えるためには地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの推進を図ることが重要となります。地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療、介護サービスの情報に加え、生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容、人員体制等について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが重要となります。そのため、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムなども活用しながら町内で利用できる各種サービス等について、広報やホームページ等を通じ積極的にわかりやすく情報発信するよう努めます。

※IADL とは一排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作 ADL(日常生活動作)に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことをいいます。また薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれます。

（２）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが求められています。
- ・本町においても、高齢者のフレイル予防や介護予防、疾病の重症化予防を一体的に推進するため、高齢者の保健事業と介護予防事業、国民健康保険保健事業などの取組を、医療や介護等のデータ等を一体的に分析しながら連携して実施し、より効率的、効果的に高齢者の健康の維持増進を図っていきます。

（３）地域包括ケアシステムを支える人材の確保と業務の効率化

- ・人口の減少に伴い、介護保険サービスを提供するために必要な人材が不足している状況にあります。そのため、必要となる人材の確保に向け、国や北海道と連携し、処遇の改善や介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善など、新たな人材確保方策や育成に取り組むことが必要となります。
- ・また、少ない人材でケアの質を確保しながらサービスを提供するためには、業務の効率化が必要となります。事業の状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善する PDCA サイクルの確立のほか、職員の負担軽減のための ICT 導入など、業務の効率化に向けた取組を検討していきます。

（４）災害や感染症に対する備えの検討

- ・日ごろから介護事業所や施設等と連携し、災害発生に備えた防災訓練の実施や、必要な物資の備蓄・調達・輸送等の体制の整備を検討します。また、災害が発生した場合に支援を必要とする高齢者が安全かつ迅速に避難できるよう、日ごろからの地域での声かけや見守り体制等を強化し、地域住民の協力のもと支援のしくみの構築に向けた検討を行います。
- ・また、新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止のため、国や北海道、関係機関と連携し、町民に対して感染症に関する情報の周知に努めます。
- ・感染症が拡大した場合、サービスの提供を停止する事業所や、必要とするサービスの利用を控える高齢者が増えることで、高齢者の身体機能等にも影響を与えることが考えられます。今後は、介護事業所や施設等で感染症が発生した場合においても、高齢者へのサービスを継続して実施するための備えを講じることができるよう、感染症に関する知識や理解を得るための職員の研修会への参加機会の充実などを検討していきます。

第5章

第9期介護保険料の推計

1. 各年度における要介護（支援）サービス見込み

（1）利用者の見込人数

各年度における介護予防サービスおよび介護サービスの利用者の見込人数は以下のとおりです。

①介護予防サービス

単位：人／月

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
（1）介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	2	2	2	2	2	2
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12	12	12	14	12	12
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
（2）地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
（3）介護予防支援	12	12	12	14	12	12

②介護サービス

単位：人／月

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	3	3	3	3	4	2
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	1	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	0	0	0	0	1	0
通所介護	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	4	4	4	4	4	3
短期入所生活介護	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	12	11	12	11	10	8
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0
住宅改修	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	1	1	1	1	1	1
(2) 地域密着型介護予防サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	4	4	4	4	3	3
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	51	51	51	51	51	52
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	15	15	15	16	16	16
(4) 居宅介護支援	20	19	20	21	17	16

(2) 給付費の見込量

各年度における介護予防サービスおよび介護サービスの給付費の見込量は以下のとおりです。

①介護予防サービス

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	3,253	3,253	3,253	3,253	3,253	3,253
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	938	938	938	1,087	938	938
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	796	796	796	934	796	796
合計	4,987	4,987	4,987	5,274	4,987	4,987

②介護サービス

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	1,416	1,416	1,416	1,416	1,783	944
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	404	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	0	0	0	0	64	0
通所介護	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	1,441	1,441	1,441	1,441	1,376	1,063
短期入所生活介護	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,060	883	1,060	883	1,210	663
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0
住宅改修	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
(2) 地域密着型介護予防サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	2,024	2,024	2,024	2,024	1,332	1,518
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	125,618	125,618	125,618	125,022	125,022	127,929
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	68,115	68,115	68,115	68,115	68,115	68,115
(4) 居宅介護支援	3,281	3,088	3,281	3,402	2,894	2,613
合計	207,553	207,183	207,553	206,901	206,798	207,443

2. 各年度における地域支援事業の量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防生活支援サービス

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問型 サービス事業	健口訪問	開催回数（回）	2	2	2
		参加者数（人）	実人数	6	6
			延人数	6	6
通所型 サービス事業	ひまわり教室	開催回数（回）	40	40	40
		教室参加者数 （人）	実人数	15	15
			延人数	300	300
		送迎数（人）	180	180	180
その他 生活支援サービス	配食サービス事業	利用者数（人）	5	5	5
		延食数（食）	350	350	350
介護予防 ケアマネジメント	介護予防 サービス支援計画	ケアプラン作成数（件）		20	20
		うち、新規（件）		10	10
	サービス 担当者会議	開催回数（回）		11	11
		対象者数	実人数	10	10
			延人数	12	12
		参集者数	延人数	36	36
	介護予防講師 派遣事業	開催回数（回）		11	11
		参加者数（人）	延人数	176	176

②一般介護予防事業

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護予防把握事業	基本チェックリスト	対象者数（人）	480	480	480
		回答者数（人）	336	336	336
		回収率（％）	70	70	70
介護予防 普及啓発事業	寝たきり知らずの 健康講座	実施回数（回）	1	1	1
		参加者数（人）	15	15	15
	ふれあい料理教室	実施回数（回）	2	2	2
		参加者数（人）	実人数	10	10
			延人数	15	15
	ゴム体操	開催回数（回）	11	11	11
		参加者数（人）	実人数	20	20
			延人数	176	176
	健口サロン	開催回数（回）	2	2	2
		参加者数（人）	実人数	15	15
			延人数	25	25
地域介護予防 活動支援事業	たいそう元気会	開催回数（回）	30	30	30
		参加者数（人）	実人数	10	10
			延人数	210	210
	ロコトレ教室	開催回数（回）	40	40	40
		参加者数（人）	実人数	25	25
			延人数	500	500
		送迎数（人）	330	330	330

(2) 包括的支援事業

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域包括支援 センターの運営	総合相談事業	総合相談件数（件）	1,600	1,600	1,600
	個別ケース会議	実件数（件）	10	10	10
		延人数（人）	15	15	15
		参集関係機関人数（人）	100	100	100
	地域ケア会議	実件数（件）	12	12	12
		延人数（人）	100	100	100
		参集関係機関人数（人）	190	190	190
在宅医療・介護 連携推進事業	神経内科ケアマネジ メント事業	受診者数（人）	60	60	60
認知症総合支援事業	認知症初期集中 支援促進事業	対象者数（人）	15	15	15
		支援実績（回）	25	25	25
	認知症カフェ	実施回数（回）	200	200	200
		参加者数（人） 延人数	1,500	1,500	1,500
	認知症地域支援・ケ ア向上事業	訪問件数（延件数）	120	120	120
		相談件数（延件数）	50	50	50
	認知症サポーター養 成講座	開催回数（回）	2	2	2
		参加者数（人）	20	20	20

(3) 任意事業

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
家族介護交流事業	介護家族の会 「まゆの会」	開催回数（回）	2	2	2
		参加者数（人） 延人数	10	10	10
その他の事業	緊急通報システム	設置台数（台）	1	15	15

3. 第9期介護保険料の推計

高齢や様々な病気等により何らかの支援を必要とする方々に介護サービスを提供し、地域福祉の増進を図ることを目的に、平成12年度から介護保険制度がスタートしました。

本町においては、税金（50%）と保険料（50%）のしくみを基本に運営をしてきました。

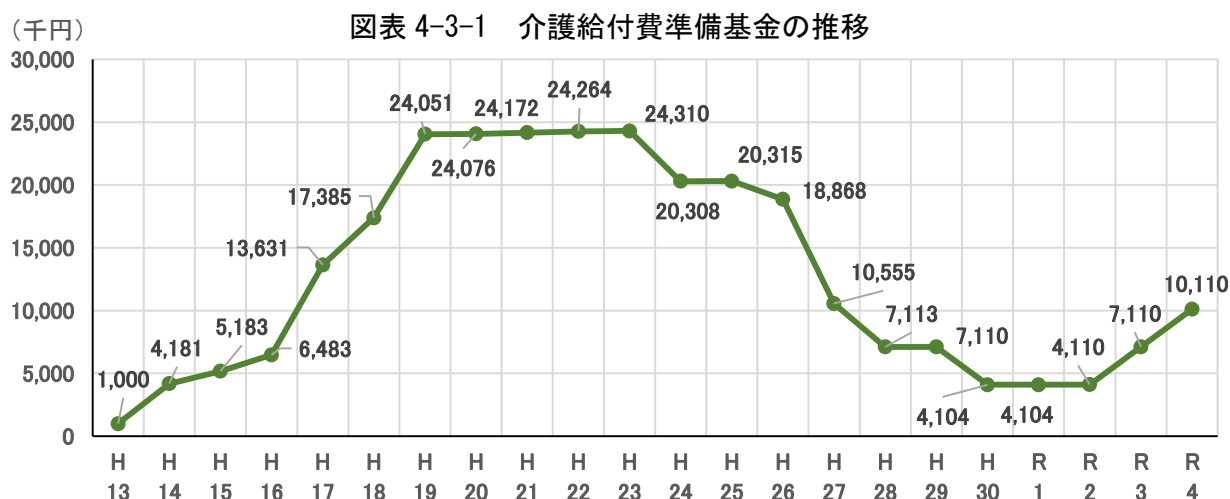
平成13年度からその基本的な運営により、介護保険準備基金を積み立て、平成23年度では24,310千円まで積立て、第1期から第5期まで介護保険料（基準額4,000円）を上げずに運営をしてきました。

平成22年4月1日現在の高齢化率は35.1%でしたが、平成24年は36.2%となり、少子高齢化が進むことにより、介護サービスを必要とする方が増加していききました。

第6期（平成27年度～29年度）では500円引き上げ、基準額を4,500円として運営してきましたが、平成28年度は、介護保険準備基金積立金を取崩しても、平成29年度の予算編成が難しいことから、北海道から「介護保険財政安定化基金貸付金」14,600千円を借入しました。

第7期は、今後の介護サービスの見込み量と、介護保険財政安定化基金貸付金の償還を加味し、月額基準額4,500円を、5,500円（22.2%）に増額しました。第8期では、これまでに全体的な介護給付費の減少が見られるものの、今後新設される介護医療院や小規模多機能型居宅介護事業所といった新たな介護保険事業所にかかる給付費増大分も見据え、保険料を月額基準額5,500円に据え置きし、介護保険事業を運営しました。介護給付費準備基金は令和元年度から増加していますが、第8期は給付費の総額が保険料の収納額を上回っており、一部取り崩す予定です。

第9期では、安定的なサービス供給を行うため、保険料を月額基準額6,500円に増額します。また、国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第9期計画期間における第1号保険料に関する見直しを行い、今後の介護給付費の増加を見据え、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、1号保険者間での所得再分配機能を強化することとなりました。そのことから中頓別町においても、標準段階の多段階化（9段階から13段階）、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を実施いたします。



図表 4-3-2 第 1 号被保険者に係る介護保険料の推移

	中頓別町	北海道平均		全国平均	
	月額保険料 (A)	月額平均 (B)	(A/B)	月額平均 (c)	(A/C)
第 1 期保険料 (H12 ~ H14)	3,450	3,111	111%	2,911	119%
第 2 期保険料 (H15 ~ H17)	4,000	3,514	114%	3,293	121%
第 3 期保険料 (H18 ~ H20)	4,000	3,910	102%	4,090	98%
第 4 期保険料 (H21 ~ H23)	4,000	3,984	100%	4,160	96%
第 5 期保険料 (H24 ~ H26)	4,000	4,631	86%	4,972	80%
第 6 期保険料 (H27 ~ H29)	4,500	5,134	88%	5,514	82%
第 7 期保険料 (H30 ~ R2)	5,500	5,617	98%	5,869	94%
第 8 期保険料 (R3 ~ R5)	5,500	5,693	97%	6,014	91%
第 9 期保険料 (R6 ~ R8)	6,500				

図表 4-3-3 第 9 期保険料と区分

区分	対象者	保険料の算定	保険料 月額	保険料 年額
第 1 段階	生活保護被保護者・世帯全員が市町村民税非課税の老齢・福祉年金受給者・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 × 0.285	1,853	22,230
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 × 0.485	3,153	37,830
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 × 0.685	4,453	53,430
第 4 段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年収等80万円以下	基準額 × 0.9	5,850	70,200
第 5 段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人等収入80万円超	基準額 × 1.0	6,500	78,000
第 6 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万未満	基準額 × 1.2	7,800	93,600
第 7 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 × 1.3	8,450	101,400
第 8 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 × 1.5	9,750	117,000
第 9 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額 × 1.7	11,050	132,600
第 10 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額 × 1.9	12,350	148,200
第 11 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額 × 2.1	13,650	163,800
第 12 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額 × 2.3	14,950	179,400
第 13 段階	市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額 × 2.4	15,600	187,200

第6章

計画の推進にあたって

1. 計画の周知

本計画の推進にあたっては、介護保険サービスや介護保険料、介護予防に関する事業等に関して、高齢者を含む住民に広く周知を図るため、広報紙、ホームページ、パンフレット等で広報活動に取り組みます。また、計画の進捗状況及び評価等についても公表します。

また、介護保険制度を必要としている方を含めたすべての住民に、制度についての正しい情報が提供できるよう、今後も制度の周知活動を推進していきます。

2. 介護給付等に要する費用の適正化

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削除されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することから、本計画より、国及び北海道が策定した「第5期介護給付適正化計画」に基づき介護給付適正化に取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

- ・指定居宅介護支援事業所等を委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、南宗谷3町共同で行っている認定調査事務と連携して点検等を実施します。
- ・要介護認定調査の適正化を図るため、南宗谷3町の連携のもと、適切に認定調査が行われるよう実態を把握します。
- ・一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の適正化に向けた取り組みを実施します。

(2) ケアプランの点検

- ・保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認を行います。
- ・明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達を実施します。
- ・介護支援専門員への講習会の開催などを一体的に実施します。
- ・適切なケアプランの作成に向け、介護支援専門員に対して、ケアプランの点検を実施するだけではなく、地域の介護支援専門員同士、あるいは主任介護支援専門員や介護支援専門員の職能団体によるケアプランの点検を設定できるよう検討します。

(3) 住宅改修等の点検

- ・住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認または工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して、または竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。
- ・施工前の点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状がわかりにくいケース等に特に留意しながら、必要に応じ専門職等の協力を得て、点検を推進します。

(4) 縦覧点検医療情報との突合

- ・受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。
- ・事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを委託する北海道国民健康保険団体連合会へ委託します。
- ・医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービス整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

(5) 介護給付費通知

- ・通知の範囲を、効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込みを行い、実施を検討します。
- ・サービスを見直す節目となる認定の更新・変更の時期など受給者の理解を求めやすい適切な送付時期を検討します。
- ・自己点検リストの同封、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による説明など受け取った受給者が通知内容を理解できるようにするための検討をします。

3. 連携及び協力体制の構築

(1) 庁内の連携体制

本計画は保健・医療・介護などの分野をはじめ、社会参加や生活環境など幅広い分野にわたっていることから、計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が連携し、施策や事業を展開していく必要があります。また、他制度や分野と類似の事業・取組については見直しを行い、協働で実施することやより効率的・効果的な事業・取組へと再編を図る必要があります。

そのため、高齢者に関わる部署のみならず、地域福祉、健康、住宅、まちづくりなど、庁内のさまざまな関係部署との連携をさらに強化し、情報共有を図りながら事業を推進していきます。

(2) 関係機関との連携

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で高齢者を支援できる体制づくりを進めることが必要となります。

そのため、社会福祉協議会をはじめ、高齢者に関わる関係団体・機関や民間事業者などの役割分担を明確にしながら、各機関との連携強化を図ります。また、地域共生社会の実現にあたっては、他分野や地域の産業等との連携も重要になるため、連携機関の拡大に向けた開拓にも取り組みます。

(3) 住民の協力

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らすためには、介護保険サービスや各種福祉サービスに加え、地域住民による支え合いが必要となります。

日頃からの安否確認や見守り活動、さらには緊急時の支援など、住民の支え合いにより高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、住民による協力体制の構築を目指します。

4. 計画の進行管理及び点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、事業の実施状況や課題等について、地域ケア会議や、保健福祉審議会において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう努めます。

また、本計画の点検・評価については、PDCA サイクルを活用し、評価結果に基づき、より効果的な施策を検討しながら見直しを行います。

毎年一回会議を開催し、重点施策及び事業の進捗評価を実施し、取組の見直し・改善につなげます。

図表 6-4-1 PDCAサイクルの流れ



資料編

中頓別町保健福祉審議会設置条例

平成26年3月14日条例第2号

○中頓別町保健福祉審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、中頓別町長の附属機関として、中頓別町保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて必要な調査及び審議を行い答申するほか、町の保健及び福祉施策に関し、町長へ提言することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 保健及び福祉関係の団体の代表者

(2) 保健及び福祉の各分野に関し識見を有する者

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは定数にかかわらず臨時委員を置くことができる。

4 委員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったとき及び転出等により任務遂行に支障ある時は解任することができる。

5 欠員が生じたとき、その残任期間について補充委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、委員の互選により会長1名副会長1名を置く。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 審議会に事務局を置き、事務局の職員は町長が任命する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

中頓別町保健福祉審議会委員名簿

区 分 (条例第3条関係)	団体・分野名	氏 名
保健及び福祉関係の 団体の代表者 (第2項第1号)	社会福祉協議会	丸山 博光
	老人クラブ連合会	長田 武志
	身体障がい者福祉協会	東海林 繁幸
保健及び福祉の各分 野に関し識見を有す る者 (第2項第2号)	総合開発委員会（専門部会）	峰友 武
	社会福祉法人南宗谷福祉会理事	川上 朔雄
	障がい者相談員	藤田 淳麿
	老人福祉施設関係者	齋藤 康浩
	障がい者福祉施設関係者	岡崎 博康
	保健推進員	安藤 悦子

中頓別町保健福祉審議会 介護保険事業計画等策定部会名簿

区 分 (条例第3条関係)	団体・分野名	氏 名
保健及び福祉関係の団体 の代表者 (第2項第1号)	社会福祉協議会	丸山 博光
	老人クラブ連合会	長田 武志
保健及び福祉の各分野に 関し識見を有する者 (第2項第2号)	社会福祉法人南宗谷福祉会理事	川上 朔雄
	老人福祉施設関係者	齋藤 康浩